

神崎市

こどもの未来応援計画

～第3期子ども・子育て支援事業計画～

～こどもの貧困対策推進計画～

こどもの未来応援計画の 策定にあたって



私たちの社会は、急速な少子化や人口減少という大きな課題に直面しています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中で、こどもたちが健やかに成長し、未来を担う人材として育つためには、地域全体での支援が必要不可欠です。

神崎市では、安心して子育てに専念できる環境を整えるため、様々な施策を展開しており、妊娠期から出産、育児に至るまで切れ目のない支援を提供し、保護者の多様なニーズに応えることを目指しています。

この計画は、保育サービスをはじめとした様々な子育て支援策について、過去の実績を検証し、その課題を踏まえ、将来の展望をしっかりと定めていくことで、市民の皆さまにより一層子育てがしやすい環境を提供することを目的として策定いたしました。

私たちが願うのは、すべてのこどもたちが夢や希望を持ち、自分らしく成長できる社会であり、そのためにこの計画の内容を着実に進めていく所存です。どうか市民の皆さま一人ひとりのお力添えをぜひともよろしくお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたって熱心にご協議いただいた子ども・子育て会議の委員の皆さま、また、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和7年3月

神崎市長 實松 尊徳

目 次

第1編 第3期子ども・子育て支援事業計画

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
第2章 神埼市の現状と課題	5
1 こども・子育てを取り巻く状況	5
2 こどもが交流できる施設	13
3 教育・保育施設の状況	14
4 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
5 アンケート調査結果にみる本市の特徴	24
6 こども・子育て支援に関する主要課題	44
7 第2期計画の進捗評価	50
第3章 神埼市こども・子育て支援の基本的な考え方	52
1 基本理念	52
2 基本的視点	54
3 基本目標	55
4 計画の体系	57
第4章 主要施策の方向	59
第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	74
1 教育・保育の提供区域の設定	74
2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	74
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	76
第6章 計画の推進	86
1 市民や地域、関係団体との協働	86
2 計画の推進体制	86
3 計画の進行管理・検証	86
資料編	87
神埼市子ども・子育て会議条例	87
神埼市子ども・子育て会議委員名簿	89

第2編 こどもの貧困対策推進計画

第1章 計画の策定にあたって.....	93
1 計画策定の背景と趣旨	93
2 計画の位置づけ	93
3 計画の期間	94
第2章 神崎市におけるこどもを取り巻く現状と課題.....	95
1 生活保護世帯のこどもの数の推移	95
2 児童扶養手当受給世帯のこどもの数の推移	95
3 生活保護世帯のこどもの進学率・就職率	96
4 就学援助を受けた児童生徒の数の推移	96
5 こどもの生活実態調査（アンケート調査）	97
第3章 こどもの貧困対策の基本的な考え方	102
1 こどもの貧困対策の目的.....	102
2 基本目標.....	102
3 施策体系.....	104
4 計画の期間.....	105
5 施策推進の考え方	105
第4章 具体的な施策・事業の取組.....	106
1 こどもの貧困対策に関する指標	106
2 総合的な取組関連事業一覧	109
第5章 計画の推進	116
1 計画の推進体制	116
2 計画の進行管理・検証	116
資料編.....	117
1 計画策定の経緯	117
2 神崎市こどもの貧困対策推進会議設置要綱	118

第1編 第3期子ども・子育て支援事業計画

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、令和5年の出生者数は72.7万人と前年比で4.3万人減少し過去最低水準を更新、合計特殊出生率は1.20と、令和4年の1.26からさらに低下しています。神崎市（以下「本市」という。）の令和5年の合計特殊出生率は1.24であり、全国よりは高いですが、佐賀県よりは低く、15歳未満の年少人口は年々減少しています。

また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てで不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているとともに、令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然としてこども、その保護者等の家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中、令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。令和5年4月には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定され、令和6年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困などこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が発表されました。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

さらに、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるのに加え、保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を原則月10時間まで利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入、ヤングケアラーへの対策強化等が図られました。

このたび、こうした国の動きと本市の第2期計画の進捗状況、実績評価等を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、「第3期神崎市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1編において「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、本計画は、「神崎市総合計画」の個別計画として位置づけ、「神崎市こどもの貧困対策推進計画」「神崎市地域福祉計画」「神崎市障がい者計画」「神崎市障がい福祉計画」「神崎市男女共同参画基本計画」「神崎市食育推進基本計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

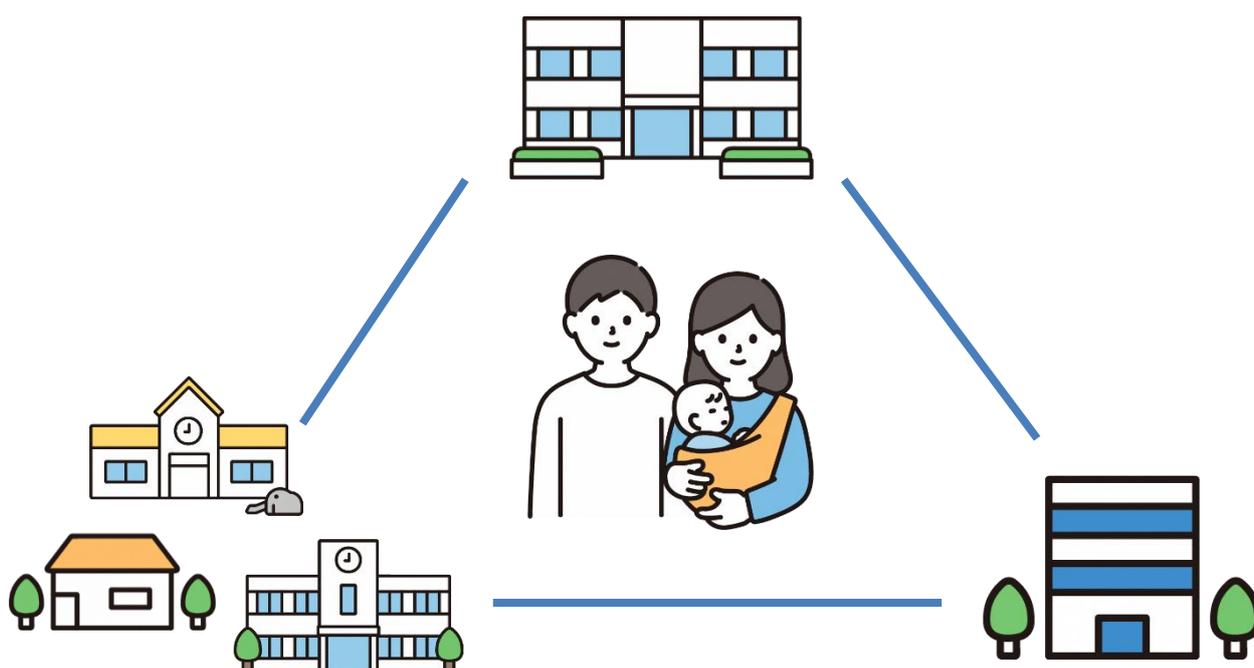
なお、令和 7 年度以降に「神崎市子ども・若者計画」を策定する予定としており、それぞれのライフステージで切れ目のない支援を行えるよう、各種計画を整備していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間で計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

4 計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども（18 歳未満）とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第 2 期計画と同様に、これら市民と行政が連携しながら、子どもを生き育てやすいまちづくりを進めていきます。



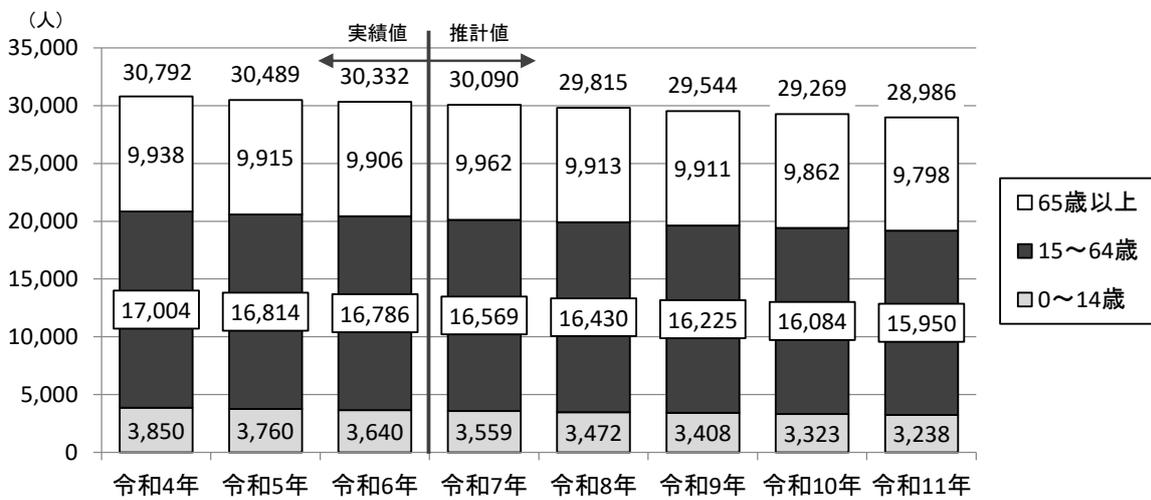
第2章 神埼市の現状と課題

1 こども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口の推移

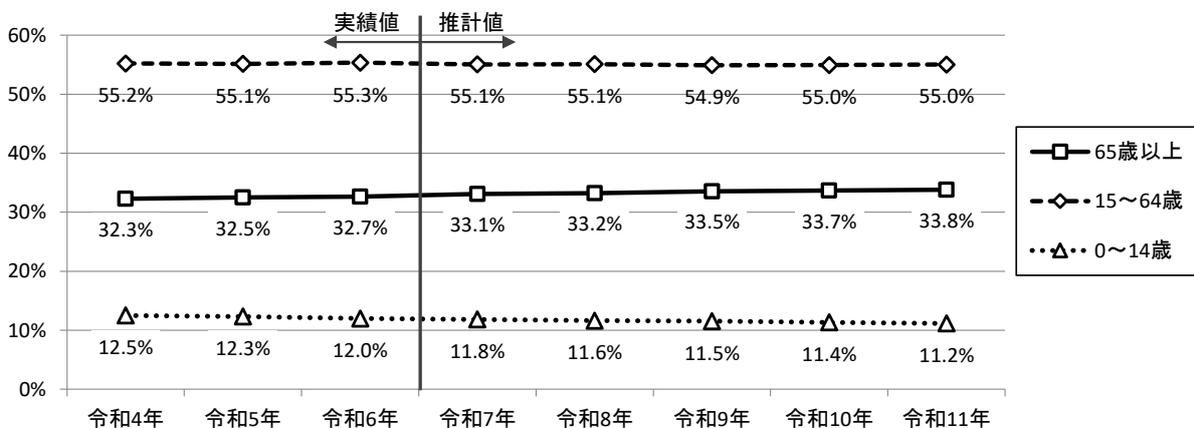
- 本市の総人口は年々減少しており、令和11年には28,986人まで減少することが見込まれています。また、15歳未満の年少人口は、令和4年の3,850人から令和11年には3,238人となり、612人の減少の見込みとなっています。
- 総人口に占める年少人口比率で見ると、令和4年の12.5%から令和11年には11.2%へ1.3ポイント減少しています。

■人口の推移■



資料：令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値
 ※コーホート法…出生、死亡、移動等の人口の変動要因の動向を仮定して将来人口を推計する方法

■人口比率の推移■

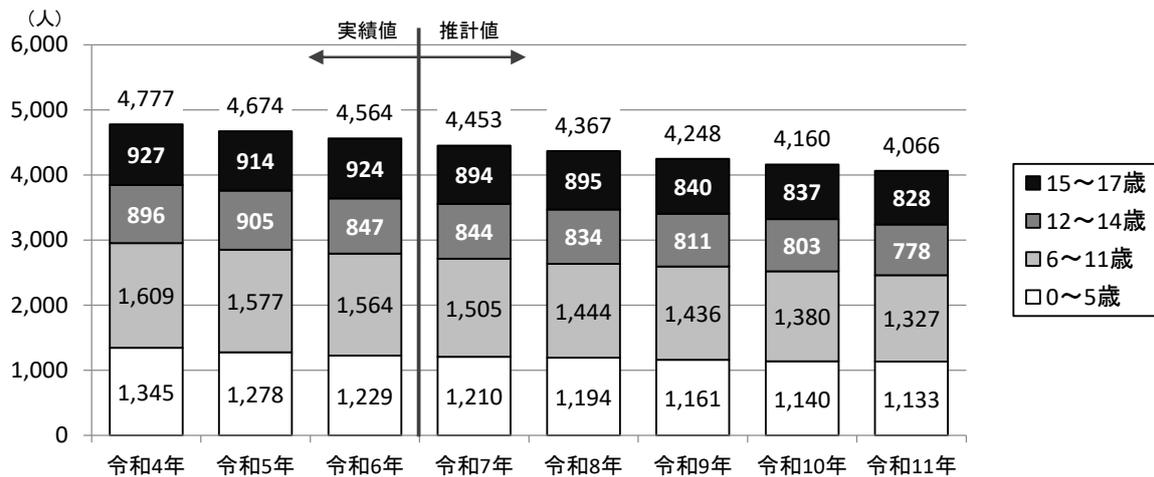


資料：令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値
 ※比率は、小数第2位を四捨五入して示しているため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。

(2) こども人口の推移

- 18歳未満のこどもの数は、令和4年の4,777人から令和11年には4,066人となり、711人の減少の見込みとなっています。
- 0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。

■こども人口の推移■



(単位：人)

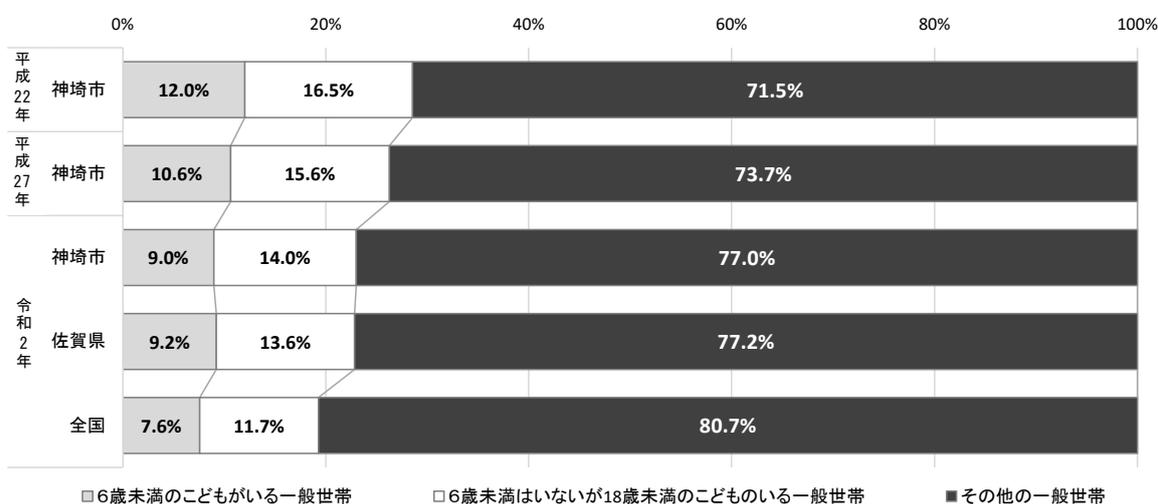
	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	203	179	170	190	186	184	182	178
1歳	210	205	193	175	195	191	189	187
2歳	214	212	208	191	174	195	191	189
3歳	217	213	228	215	197	180	202	198
4歳	252	218	211	228	215	197	180	202
5歳	249	251	219	211	227	214	196	179
6歳	270	247	246	219	211	227	214	196
7歳	238	268	249	247	220	212	228	215
8歳	269	241	273	251	250	222	214	230
9歳	280	275	238	273	251	250	222	214
10歳	264	281	276	238	273	251	250	222
11歳	288	265	282	277	239	274	252	250
12歳	288	289	265	285	280	242	277	255
13歳	323	289	291	266	286	281	243	278
14歳	285	327	291	293	268	288	283	245
15歳	316	285	320	288	290	265	285	280
16歳	317	316	289	320	288	290	265	285
17歳	294	313	315	286	317	285	287	263
就学前	1,345	1,278	1,229	1,210	1,194	1,161	1,140	1,133
小学生	1,609	1,577	1,564	1,505	1,444	1,436	1,380	1,327
中学生	896	905	847	844	834	811	803	778
高校生	927	914	924	894	895	840	837	828
合計	4,777	4,674	4,564	4,453	4,367	4,248	4,160	4,066

資料：令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

(3) 世帯構造

- 令和2年の本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は9.0%、6歳未満はいないが18歳未満の子どもがいる一般世帯は14.0%で、これらを合わせた18歳未満の子どもがいる世帯は23.0%となっています。佐賀県とは同水準ですが、全国水準よりも上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国水準の19.3%より高いことがわかります。
- 18歳未満の子どもがいる世帯は、夫婦と子どもから成る世帯が62.8%と最も高く、次いで、3世代等から成る世帯(29.3%)、女親と子どもから成る世帯(7.5%)と続いています。
- 18歳未満の子どもがいる世帯のうち、ひとり親家庭世帯(男親と子どもから成る世帯+女親と子どもから成る世帯)は、平成22年の6.1%から令和2年には8.0%となり、1.9ポイント増加しています。

■ 世帯の状況 ■



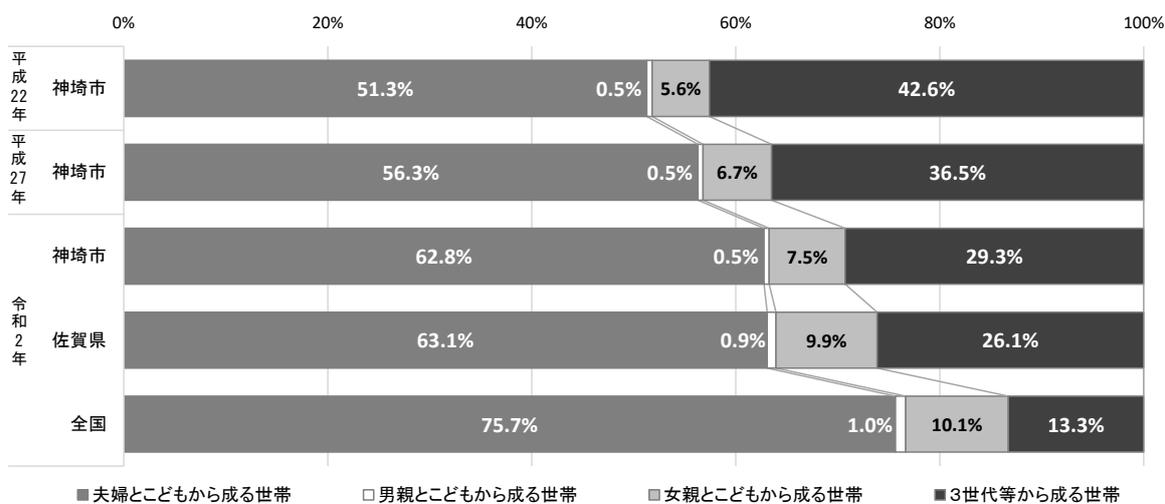
※比率は、小数第2位を四捨五入して示しているため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。

(単位：世帯)

		6歳未満の子どもがいる一般世帯	6歳未満はいないが18歳未満の子どもがいる一般世帯	その他の一般世帯
平成22年	神崎市	1,286	1,770	7,650
平成27年	神崎市	1,156	1,702	8,019
令和2年	神崎市	1,023	1,602	8,788
	佐賀県	28,672	42,378	240,123
	全国	4,224,286	6,509,439	44,971,224

資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

■ 18歳未満の子どもがいる世帯構造 ■



※比率は、小数第2位を四捨五入して示しているため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。

(単位：世帯)

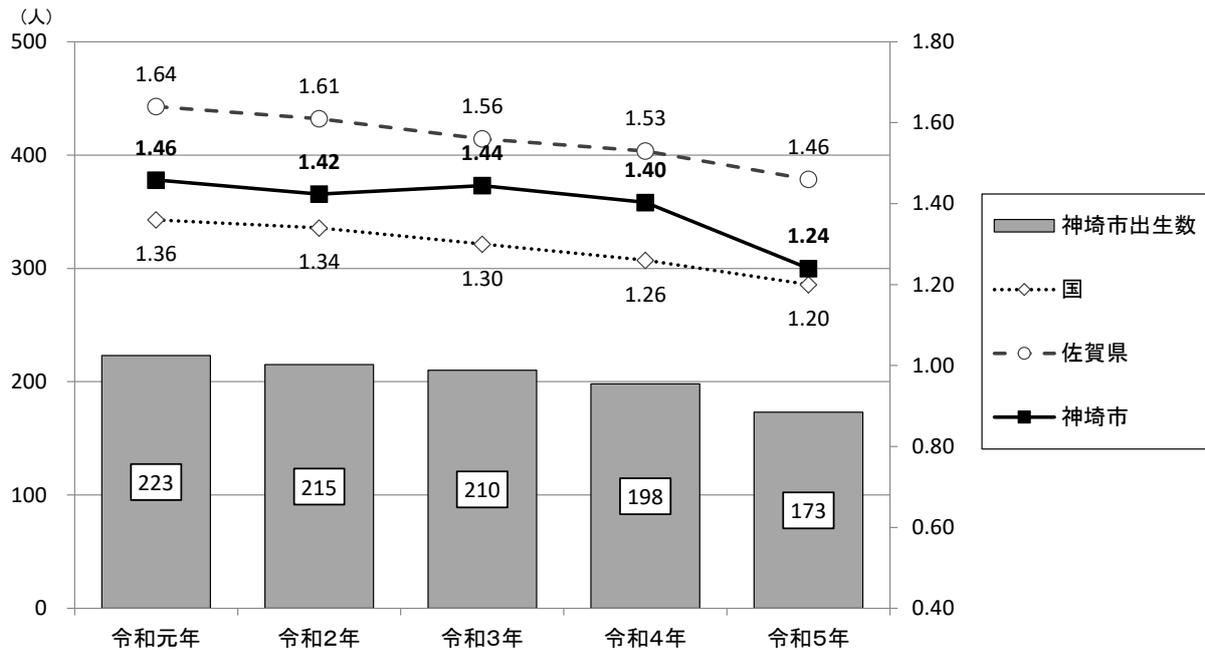
		夫婦と子どもから成る世帯	男親と子どもから成る世帯	女親と子どもから成る世帯	3世代等から成る世帯
平成22年	神崎市	1,567	16	172	1,301
平成27年	神崎市	1,609	14	192	1,043
令和2年	神崎市	1,648	13	196	768
	佐賀県	44,823	604	7,047	18,576
	全国	8,121,644	107,268	1,079,756	1,425,057

資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(4) 出生の動向

- 合計特殊出生率は、令和4年までは 1.45 前後の横ばい傾向で推移していますが、令和5年は 1.24 であり、令和元年の 1.46 と比較すると 0.22 減少しています。
- 出生数は、毎年減少傾向で推移しており、令和5年(173人)と令和元年(223人)を比較すると、50人減少しています。

■ 合計特殊出生率・出生数の推移 ■



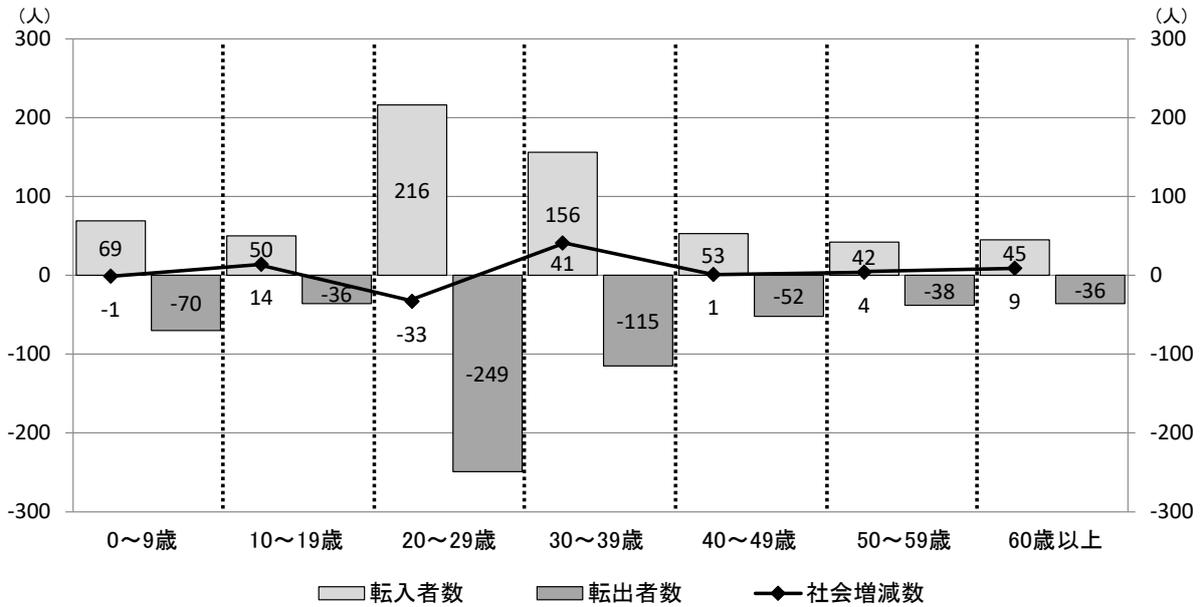
資料：合計特殊出生率：国、佐賀県（人口動態統計）、神崎市（出生数、女性人口により独自算出）

資料：出生数：人口動態統計

(5) 転出・転入の状況

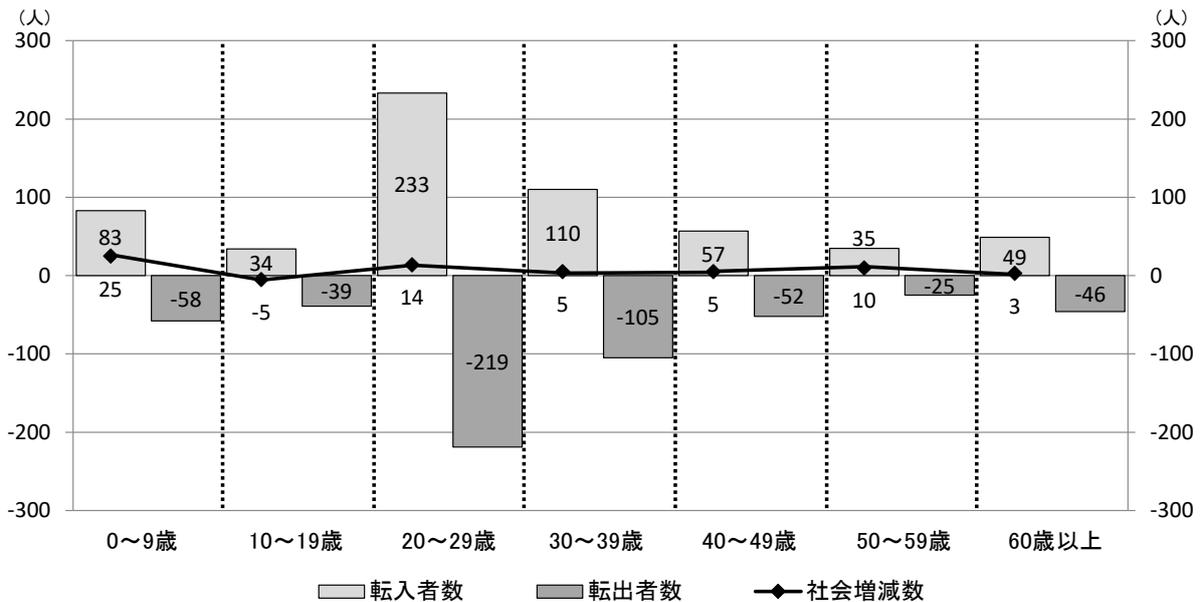
●令和5年の転出・転入状況をみると、男女ともに、「20～29歳」の人口移動が最も多くなっています。「20～29歳」の人口移動は、男性は転出者数の方が多く、社会増減数はマイナス33人となっています。一方、女性は転入者数が多く、社会増減数はプラス14人となっています。

■ 転出・転入の状況（男性） ■



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

■ 転出・転入の状況（女性） ■

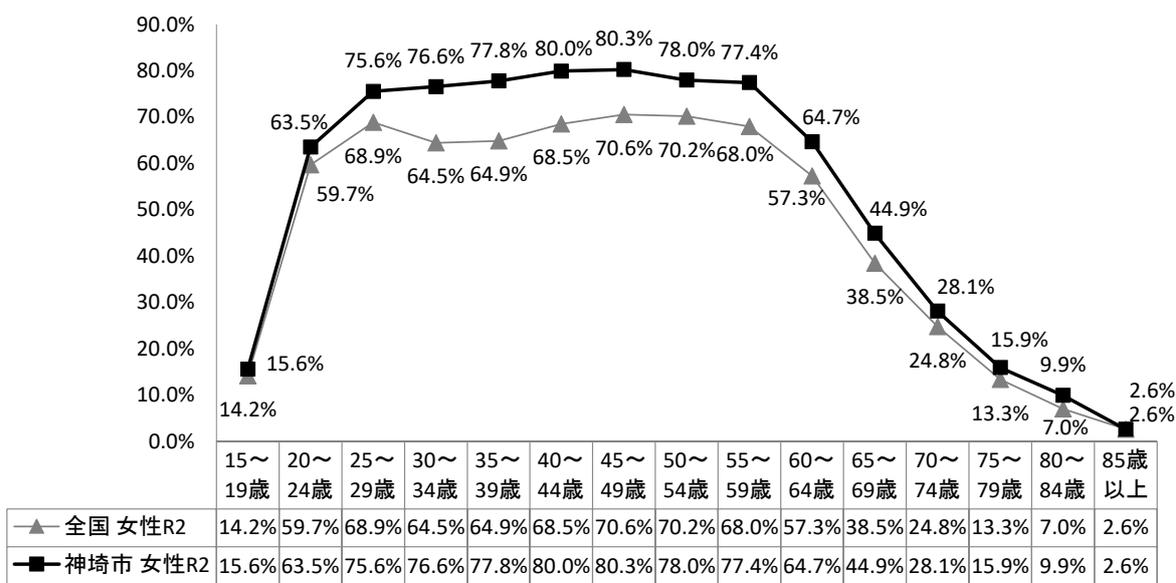


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(6) 女性の就業状況

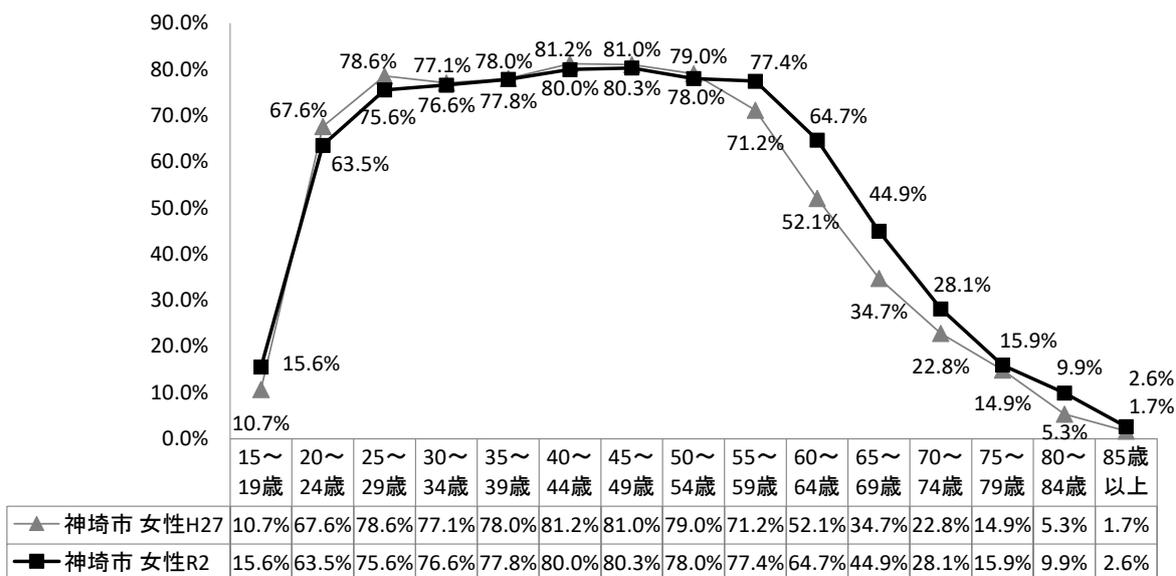
- 令和2年の女性の年齢階級別の就業率は、全体的に全国と比べて高い割合となっており、特に「30～44歳」では10ポイント以上高くなっています。
- 令和2年の女性の就業率を平成27年の就業率と比較すると、「20～54歳」は減少し、「55歳以上」はおおむね増加しています。

■女性の年齢別就業率■



資料：国勢調査（令和2年）

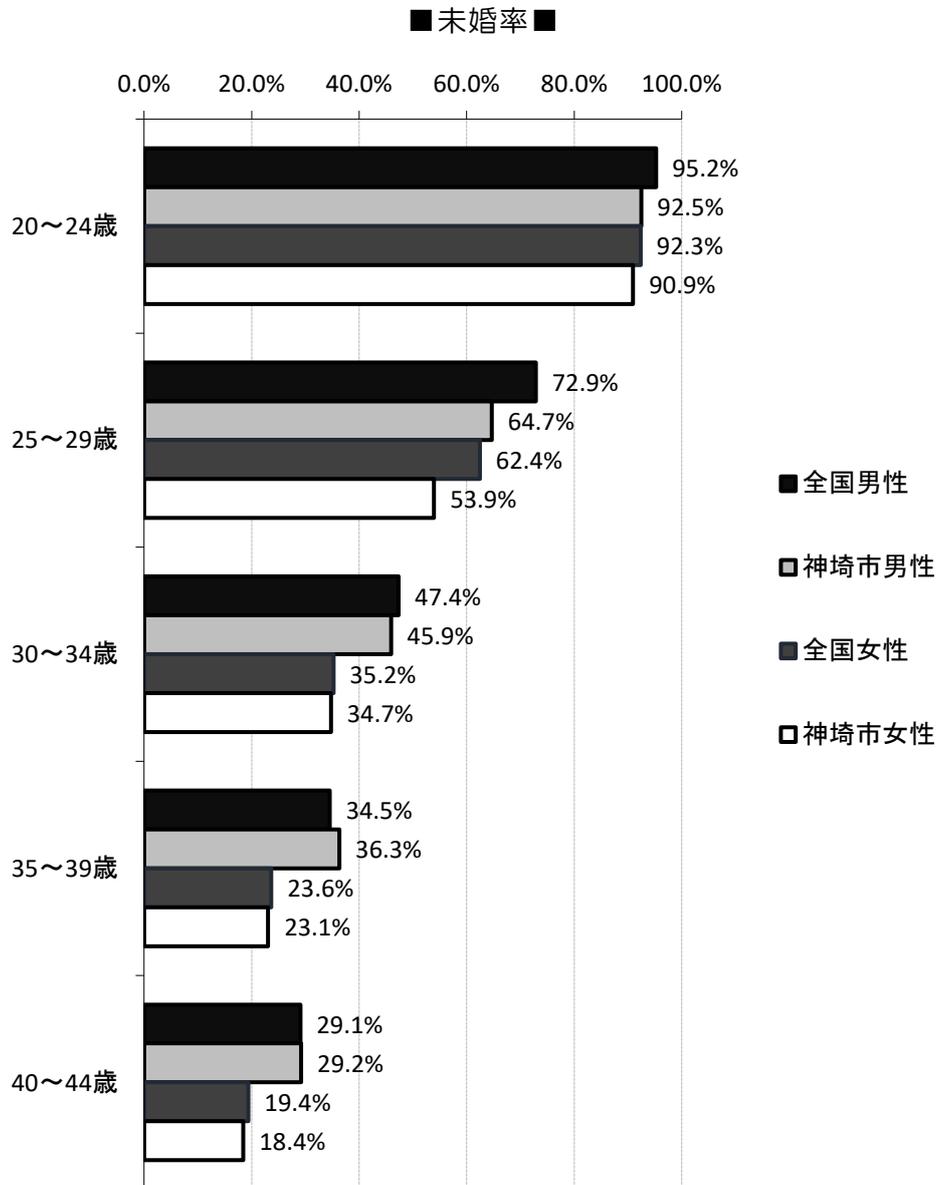
■女性の年齢別就業率の推移■



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

(7) 未婚率

● 全体的におおむね全国と同水準ですが、「25～29歳」では、男女ともに全国よりも未婚率が低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

2 こどもが交流できる施設

こどもは遊びや仲間との触れ合いの中で、ともに育ちます。こどもたちが安全に、安心して、自由に遊ぶことのできる空間・施設の確保が重要です。

本市では、こどもたちが集い、遊び、交流できるよう様々な公園や施設を整備しています。



【公園及び児童遊園】（公園に限らず、遊び場所となるような場所や施設）

公園名称	所在地	主な施設と遊具の有無
長崎街道門前広場	神埼町神埼 444	芝生広場、シェルター、トイレ
日の隈公園キッズパーク	神埼町尾崎 1353-2	多目的広場、グラウンド、遊具（インクルーシブ遊具有）、トイレ
神埼中央公園	神埼町鶴 3515	グラウンド、芝生広場、テニスコート、トイレ、遊具
仁比山公園	神埼町城原 3709	遊歩道、キャンプ場、遊具、トイレ
横武クリーク公園	神埼町横武 205-1	葦辺の館、遊具、トイレ
王仁博士顕彰公園	神埼町志波屋 813-6	多目的交流館、情報交流館、芝生広場、トイレ
馬場川親水公園	神埼町田道ヶ里 2400-3	自然散策路、飛び石
次郎の森公園	千代田町渡瀬 1606	遊具、トイレ
城原川親水公園	千代田町直鳥 489-1 地先	ふれあい広場、自然散策路、観察池
直鳥クリーク公園	千代田町直鳥 535-1	城跡、散策道、休憩所、トイレ
筑後川運動公園	千代田町迎島 2765	野球場、ソフトボール場、多目的広場
高取山公園	脊振町広滝 1472	多目的広場、テニスコート、遊具、トイレ
久保山ロッジ	脊振町服巻 2520-17	ロッジ、トイレ

…おむつ替え設備有り

【子育て支援施設】

施設・組織名称	所在地	施設の目的
こども家庭センター	神埼町鶴 3542-1	母子保健担当と児童福祉担当が一体となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
子育て支援センター	千代田町直鳥 57-1	子育て家庭に対する育児相談、遊び場の提供等を行うことにより、子育て環境の充実を図ります。
市立図書館	神埼町鶴 3456-5	本に親しむことにより、知識の向上を図ります。
市立図書館千代田分館	千代田町直鳥 166-1	
市立図書館脊振分館	脊振町広滝 555-1	

3 教育・保育施設の状況

- 令和6年度の在籍児童数（広域受託含む）は、保育所、認定こども園（保育部）が808人、認定こども園（幼稚部）が101人、合計909人となっており、令和2年度（1,028人）と比較すると119人減少しています。
- 令和6年度の保育所、認定こども園の在籍児童数を年齢別にみると、0歳児は25人、1～2歳が279人、3～5歳が605人となっています。

■ 在籍児童数の推移（各年度とも4月1日現在）

保育所、認定こども園（保育部）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仁比山保育園（市立）	71	72	62	59	67
西郷保育園（市立）	81	75	67	68	76
ちよだ保育園（市立）	134	125	121	98	110
せふり保育園（市立）	30	24	24	24	23
神埼保育園（私立）	79	87	77	77	72
ちとせ保育園（私立）	73	76	74	65	63
サールナートこども園（私立）	105	100	102	107	101
神埼こども園（私立）	64	88	86	87	99
神埼双葉園（私立）	95	94	93	82	80
小桜こども園（私立）	108	115	122	122	117
合 計	840	856	828	789	808

認定こども園（幼稚部）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サールナートこども園（私立）	41	35	37	37	35
神埼こども園（私立）	119	90	75	69	41
神埼双葉園（私立）	15	15	15	13	13
小桜こども園（私立）	13	15	15	15	12
合 計	188	155	142	134	101

保育所＋認定こども園

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	1,028	1,011	970	923	909

■ 年齢別在籍児童数（令和6年4月1日現在）

保育所、認定こども園

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
仁比山保育園（市立）	2	10	12	16	14	13	67	100
西郷保育園（市立）	3	16	12	15	15	15	76	90
ちよだ保育園（市立）	4	16	17	25	24	24	110	150
せふり保育園（市立）	0	7	6	4	1	5	23	35
神埼保育園（私立）	3	16	12	16	14	11	72	90
ちとせ保育園（私立）	4	8	14	12	13	12	63	70
サールナートこども園（私立）	3	14	23	35	30	31	136	135
神埼こども園（私立）	3	11	17	35	38	36	140	160
神埼双葉園（私立）	1	12	17	21	20	22	93	115
小桜こども園（私立）	2	18	21	29	30	29	129	135
合 計	25	128	151	208	199	198	909	1,080



4 地域子ども・子育て支援事業の状況

① 利用者支援事業

事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、保健、その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

神埼市の取組状況

【実績】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	4	4	4	4	4

※子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、千代田町保健センター、子ども家庭総合支援拠点

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、遊び場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

神埼市の取組状況

■ 令和6年度 実施内容 ■

名称	実施場所	開館時間	実施事業
子育て支援センター	千代田町保健センター内	午前9時～午後4時まで (土・日・祝日を除く)	ひだまりの会 ひだまりひろば

【実績】

(単位：人(延べ利用人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
ひだまりの会	1,079	989	822	1,014	1,318
子育てサロン	488	805	581	—	—
ひだまりひろば	1,753	1,756	1,800	3,349	4,354
合計	3,320	3,550	3,203	4,363	5,672

※令和5年度から子育てサロンをひだまりひろばに統合。

③ 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

神埼市の取組状況

【実績】

(単位：件(延べ受診件数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
受診件数(件)	2,596	2,577	2,114	2,230	2,285

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行います。

神埼市の取組状況

【実績】

(単位：件(延べ訪問件数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ訪問件数	187	175	188	173	193

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育環境の確保を行います。

神埼市の取組状況

【実績】

(単位：回(延べ訪問回数) / 件(ケース事例件数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ訪問回数	51	31	24	31	30
ケース事例件数	39	24	21	21	30

⑥ 子育て短期支援事業

【ショートステイ】

事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育及び保護を行います。

神埼市の取組状況

【利用料】

利用者の世帯区分	1人1日当たりの利用料金	
	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	無料	
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭		
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他世帯	4,300円	2,300円

【実績】

(単位：人(延べ利用人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ利用人数	0	0	28	44	41

【トワイライトステイ】

事業内容

保護者の疾病や仕事等の事由により、平日の夜間又は休日に児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

神埼市の取組状況

【利用料】

利用者の世帯区分	1人1日当たりの利用料金		
	基本分	宿泊	休日預かり
生活保護世帯	無料		
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭			
市町村民税非課税世帯	300円	300円	1,000円
その他世帯	750円	750円	1,350円

【実績】

(単位：人(延べ利用人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ利用人数	-	-	-	-	5

⑦ 子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

神埼市の取組状況

- 利用対象者 生後6か月から小学6年生まで
- 受付時間（月曜日～金曜日） 午前9時から午後4時まで
- 利用料金（1時間あたり）
 - ◆通常時間（午前7時～午後8時） 600円
 - ◆早朝・夜間（上記以外） 700円
 - ◆土曜日・日曜日・祝日 700円
 - ◆病後児保育（軽度に限る） 700円

※兄弟姉妹等、複数のこどもを預かる場合、2人目からは半額になります。

※1時間あたり200円の助成金があります。

【実績】

（単位：人（延べ利用児童数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ利用人数	830	745	372	448	256

⑧ 一時預かり事業

【一般型】

事業内容

保護者の就労や疾病、出産、育児疲れ等により、一時的に家庭で保育ができない乳幼児について、保育所等で預かりを行います。

神埼市の取組状況

- 利用時間（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時まで
（土曜日） 午前8時30分から午前12時まで
（日曜日・祝日・年末年始は休み）
- 利用料金
 - ◆1日利用 1,800円
 - ◆半日利用 1,000円
- 実施施設 市内全保育所・認定こども園

【実績】

（単位：人（延べ利用児童数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
一般型	170	188	147	516	284

【幼稚園型Ⅰ】

事業内容

1号認定を受けた園児を、在園する園において標準教育時間を超えて預かりを行います。

神埼市の取組状況

○利用時間等 施設毎に設定

【実施施設】

名 称	所 在 地
サールナートこども園	千代田町境原 488-1
神埼こども園	神埼町田道ヶ里 2153-5
神埼双葉園	神埼町田道ヶ里 2245
小桜こども園	神埼町本堀 1948-1
その他市外の幼稚園・ 認定こども園	-

【実績】

(単位：人(延べ利用児童数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
幼稚園型Ⅰ	9,616	6,038	7,977	6,470	5,000

⑨ 延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に係る需要に対応するために、認定区分に応じた預かり時間を越えて保育を行います。

神埼市の取組状況

○実施施設 市内全保育所・認定こども園

○利用時間等 施設毎に設定

【実績】

(単位：人(延べ利用児童数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ利用人数	11,717	10,328	8,808	8,396	7,000

⑩ 病児・病後児保育事業

事業内容

病児や病気の回復期にある児童について、病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施します。

神埼市の取組状況

○利用時間(月曜日～金曜日) 午前8時から午後6時まで
(土曜日) 午前8時から午後1時まで
(日曜日・祝日・年末年始は休み)

○利用料金 1日 1,500円
半日 750円

※別途診察料が必要な場合があります。

【実施施設】

名 称	所 在 地
サールナートこども園	千代田町境原 488-1
おおたゆうこ小児科 「かるがものへや」	佐賀市木原2丁目 23-1
橋野こどもクリニック 「そうさん保育室」	佐賀市高木瀬東4丁目 14-3

【実績】

(単位：人(延べ利用児童数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
延べ利用児童数	21	63	42	5	10

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

保護者が働いている等の理由で、昼間家に保護者等のいない児童を預かり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図ります。また、放課後児童クラブと併せて放課後子供教室（ドリームパーク）を開設し、一体的な活用をしています。

神埼市の取組状況

◎放課後児童クラブ

○利用対象者 小学1年生から6年生まで

○利用料金（※長期休業期間のみ、おやつ代等が別途必要です。）

平日	2,000 円/月	土曜日	1,000 円/月
春休み	1,000 円（4/1～6）	夏休み	4,000 円
冬休み	1,000 円	学年末休み	1,000 円（3/25～31）
保険料	800 円/年		



【実施施設】

名 称	実施場所	開所曜日・時間	定 員
新樹クラブ	神埼小学校	平 日 14:00~18:00 土曜日 7:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	60人程度
せんだんクラブ	神埼小学校	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	60人程度
若菜クラブ	西郷小学校	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	90人程度
山王クラブ	仁比山小学校	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	80人程度
じろうクラブ	千代田東部小学校	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	40人程度
じょうばるクラブ	千代田中部小学校	平 日 14:00~18:00 土曜日 7:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	50人程度
ひしのみクラブ	千代田西部小学校	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	50人程度
脊振児童クラブ	脊振交流センター	平 日 14:00~18:00 長期休業 7:00~18:00	40人程度

※延長の場合は、18時30分まで実施

◎放課後子供教室（ドリームパーク）

○利用対象者：小学1年生から6年生まで

○利用料金：年間 1,700円

保険料 年間 800円

○実施施設：市内各小学校の教室、体育館等

【実績】

放課後児童クラブ

（単位：人（利用児童数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
利用児童数	594	550	553	562	539

放課後子供教室（ドリームパーク）

（単位：人（利用児童数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
利用児童数	580	502	498	522	298

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

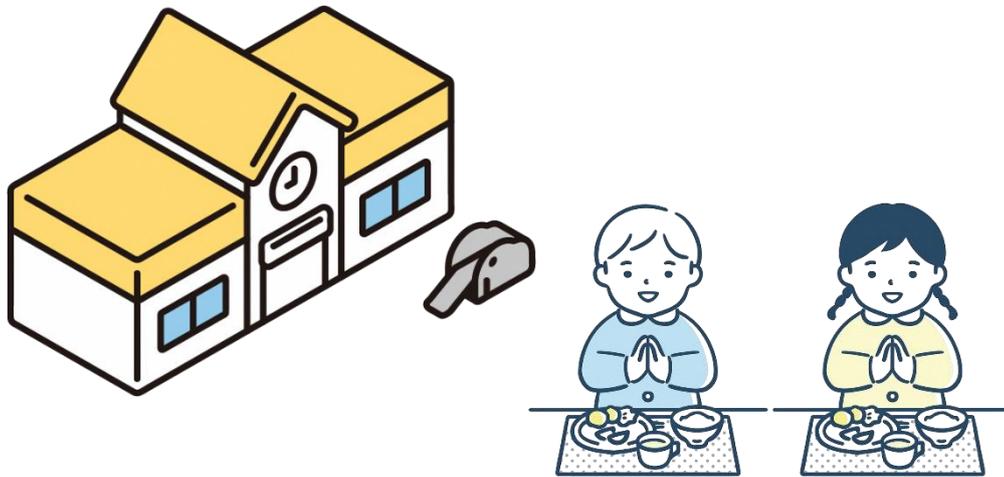
事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用を助成します。

【実績】

(単位：人(助成対象者数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
助成対象者数	4	2	3	3	1



5 アンケート調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	市内に居住する管内認可保育所等を利用する全世帯の保護者や子育て支援センターを利用する保護者、また当該施設等を利用していない保護者等を対象として、735世帯を抽出しました。	市内に居住する小学生のいる全世帯の保護者を対象とし、1,110世帯を抽出しました。
2.調査方法	保育所、認定こども園、子育て支援センター、乳幼児健診会場等で配付・回収	小学校で配付・回収
3.調査期間	令和6年5月	
4.回収状況	配付数 735 回収数 630 回収率 85.7%	発送数 1,110 回収数 863 回収率 77.7%
5.結果の表示	<ul style="list-style-type: none"> • 百分比はn（回収数）を100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。 • このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。 • 図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。 • 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。 	



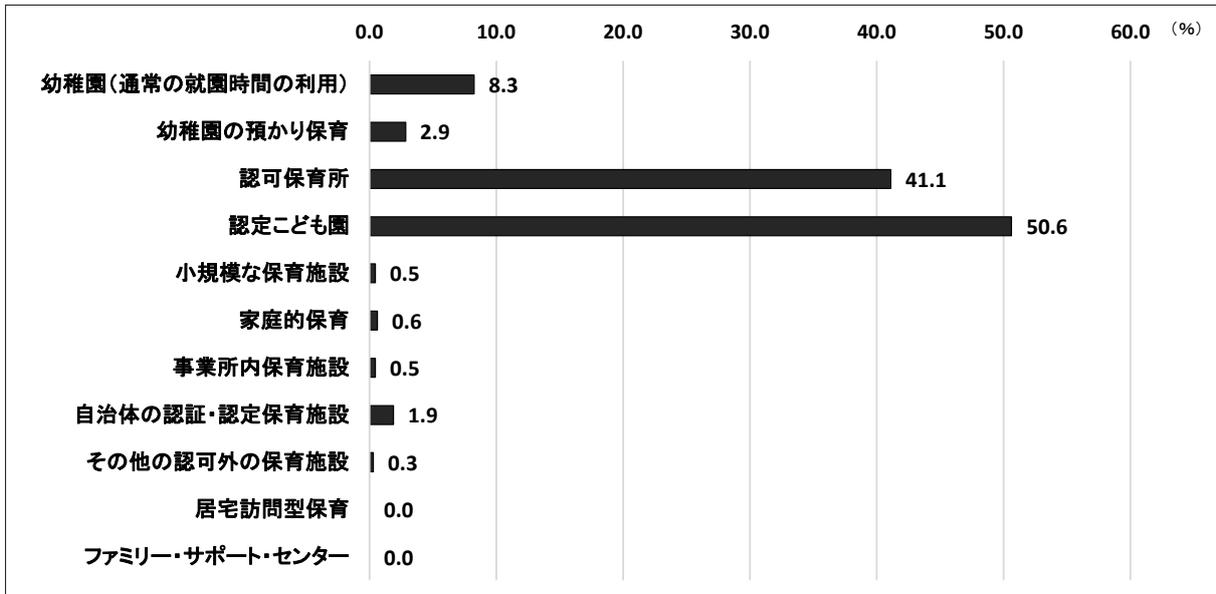
(2) 主な調査結果

① 「定期的な」教育・保育の利用状況について

①-1 定期的にご利用している事業

- 定期的にご利用している事業は、「認定こども園」が50.6%で最も高く、次いで「認可保育所（41.1%）」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）（8.3%）」と続いています。

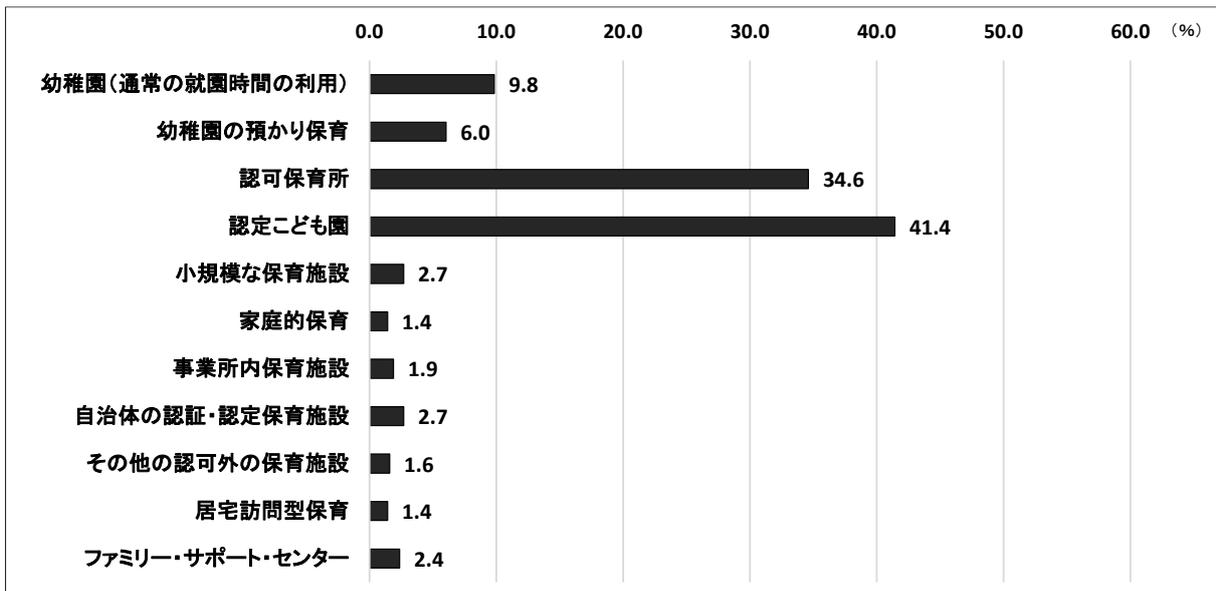
n=630



①-2 定期的にご利用したい事業

- 定期的にご利用したい事業についても、「認定こども園」が41.4%で最も高く、次いで「認可保育所（34.6%）」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）（9.8%）」と続しており、実際の定期的な利用との差異はありませんでした。

n=630

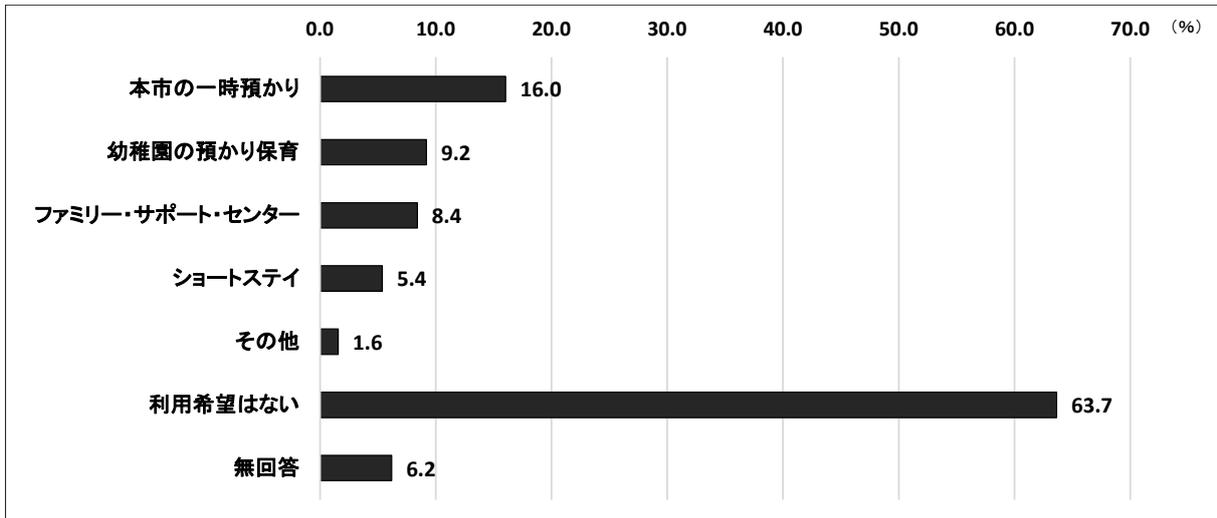


② 「不定期な」教育・保育の利用状況について

②-1 不定期に利用したい事業

- ・「利用希望はない」が63.7%となっています。
- ・不定期に利用したい事業は、「本市の一時預かり」が16.0%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（9.2%）」、「ファミリー・サポート・センター（8.4%）」と続いています。

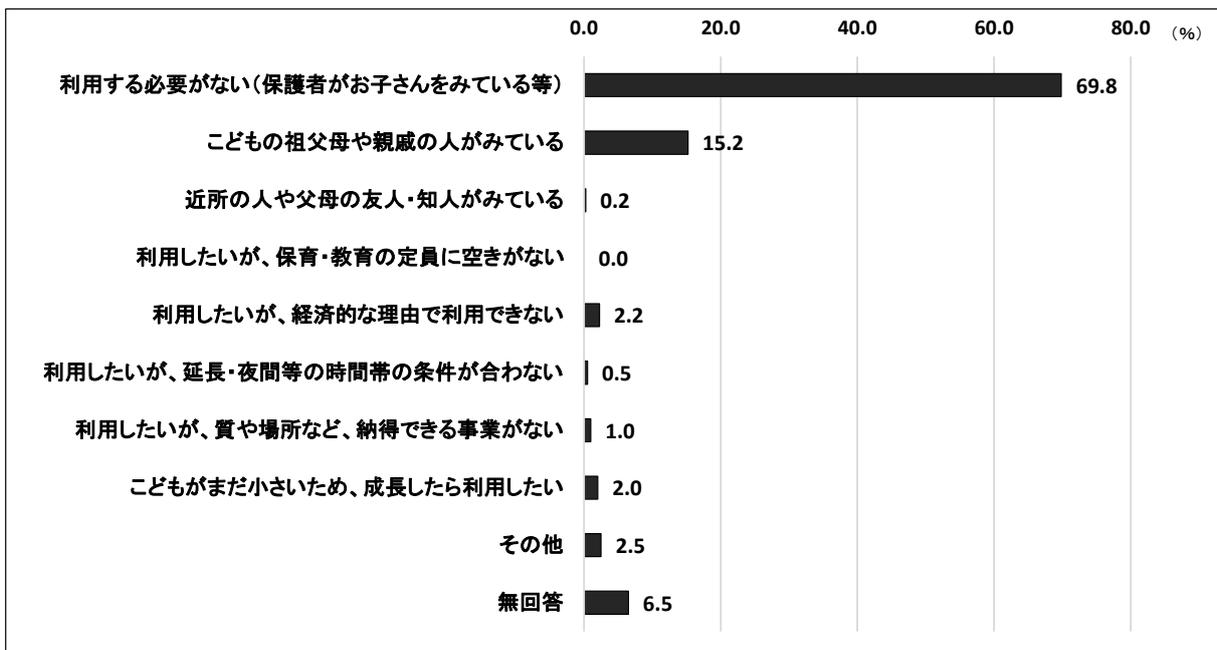
n=630



②-2 不定期な利用を希望しない理由

- ・「利用する必要がない(保護者がお子さんをみている等)」が69.8%で最も高く、次いで「こどもの祖父母や親戚の人がみている（15.2%）」、「利用したいが、経済的な理由で利用できない（2.2%）」と続いています。

n=630

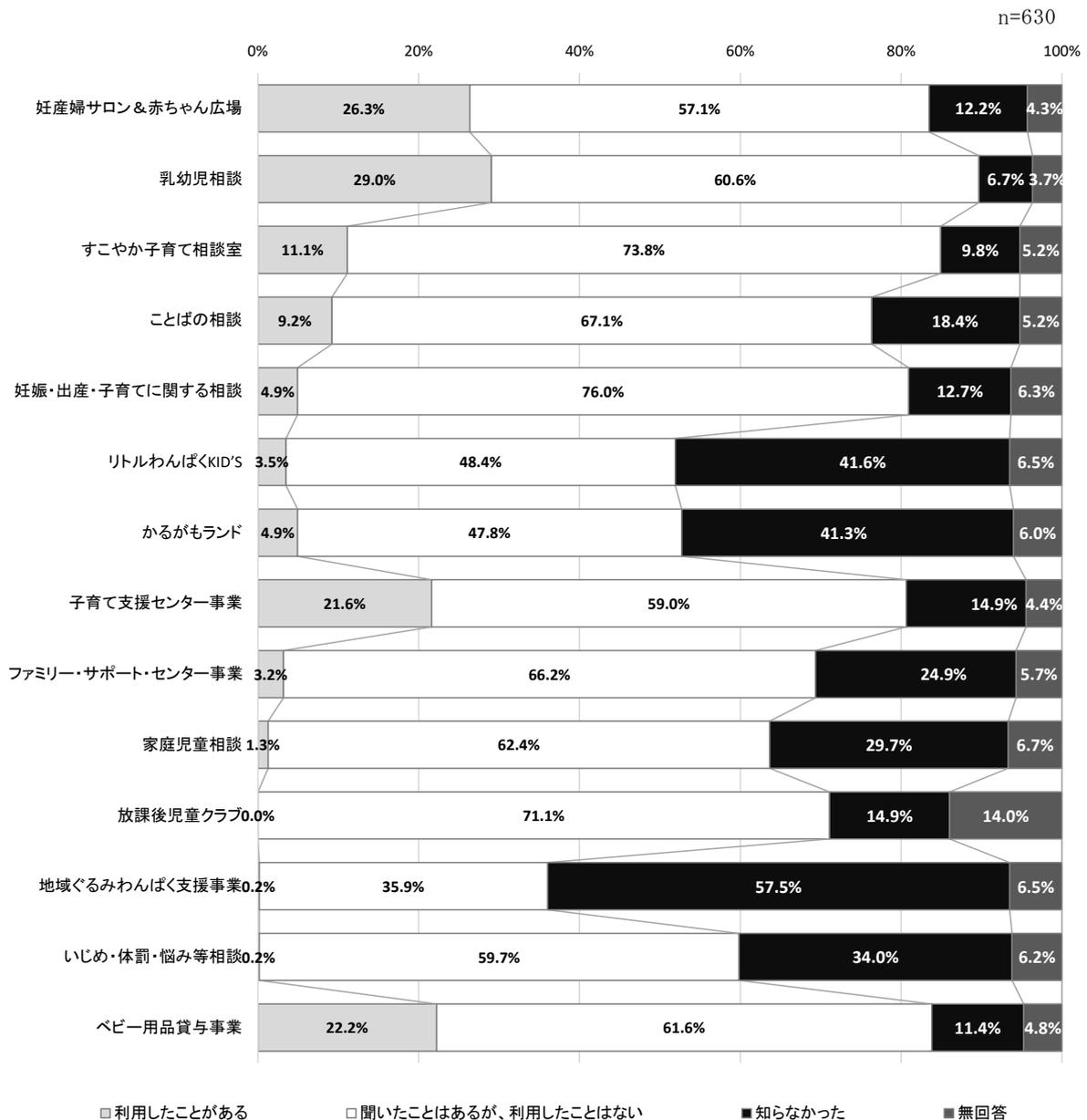


③ 地域の子育て支援事業の利用状況について

③-1 子育て支援事業の「利用率」

- ・「乳幼児相談」が29.0%で最も高く、次いで「妊産婦サロン&赤ちゃん広場（26.3%）」、「ベビー用品貸与事業（22.2%）」と続いています。

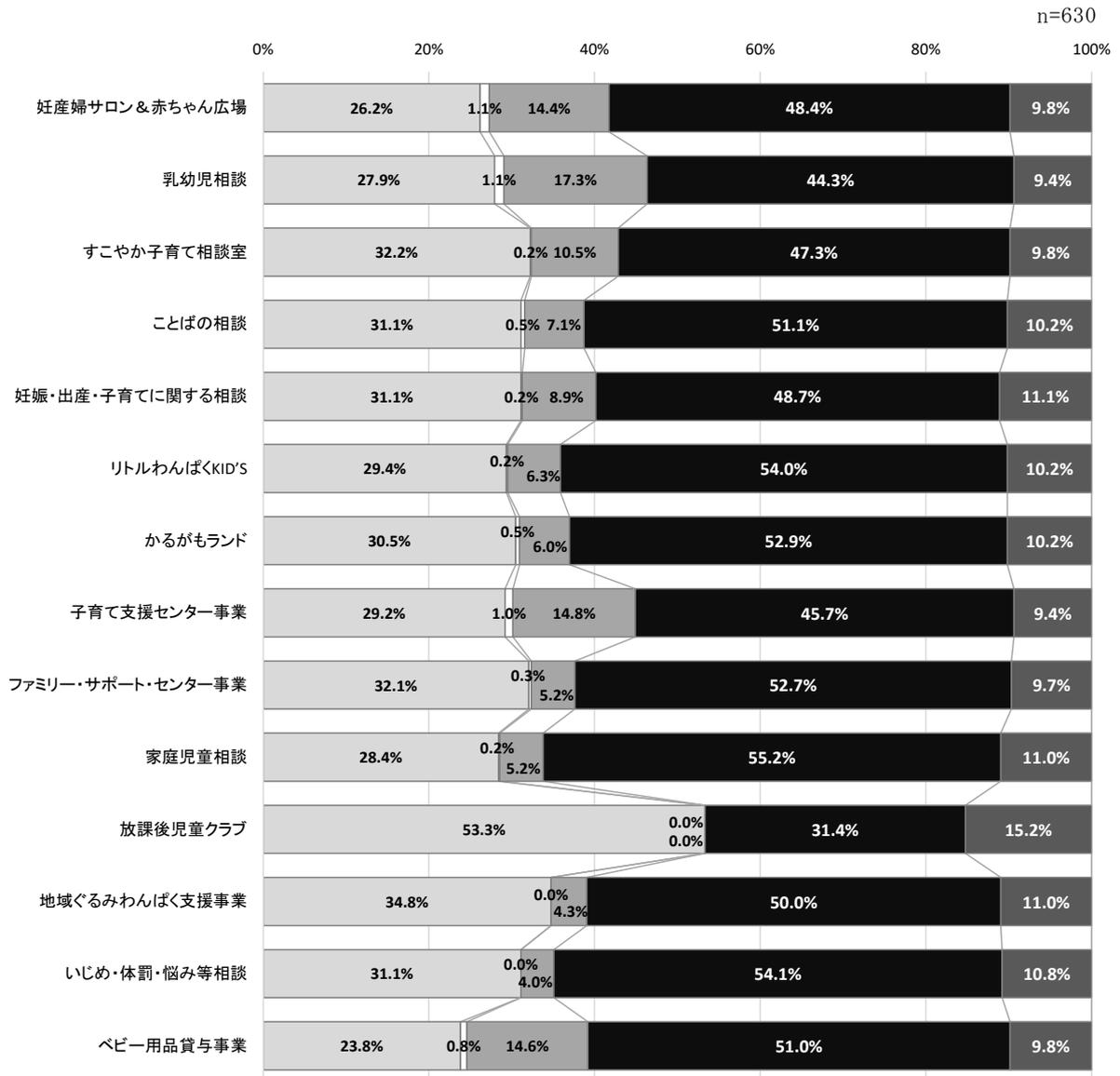
※利用率：「利用したことがある」の割合



③-2 子育て支援事業の「利用希望率」

・「放課後児童クラブ」が53.3%で最も高く、次いで「乳幼児相談（46.3%）」、「子育て支援センター事業（45.0%）」と続いています。

※利用希望率：「利用していないが、新たに利用したい」＋「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」＋「これまでどおり利用したい」の割合



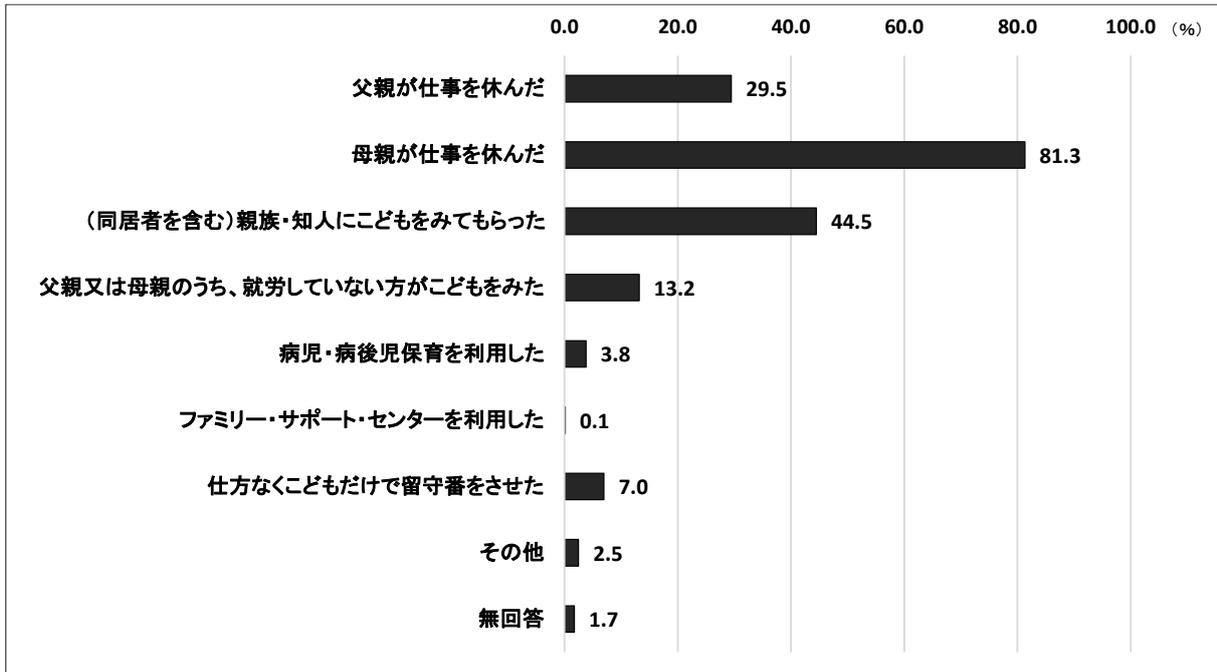
□利用していないが、新たに利用したい □すでに利用しており、利用日数を増やしたい □これまでどおり利用したい ■利用したいとは思わない ■無回答

④ 病気やけがの際の対応について

④-1 病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法

- ・「母親が仕事を休んだ」が81.3%で最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった（44.5%）」、「父親が仕事を休んだ（29.5%）」と続いています。
- ・所属別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。
- ・家庭類型別では、「専業主婦（夫）」は「父親又は母親のうち、就労していない方が子どもをみた」が最も高くなっています。

n=1,493

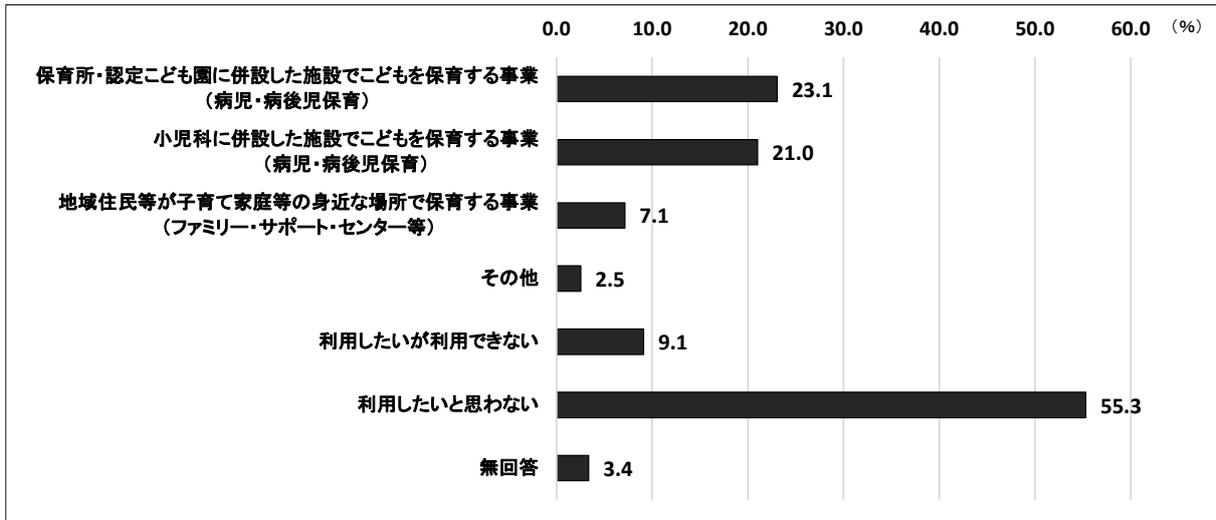


		(単位：%)							
		だ父親が仕事を休んだ	だ母親が仕事を休んだ	みてもらった族・知人(同居者を含む)に子どもを	ち、就労していない父親又は母親のうち、子どもをみた	利用した病児・病後児保育を	したファミリー・サポート・センターを利用	たけで留守番をさせた仕方なく子どもで	その他
全体		29.5	81.3	44.5	13.2	3.8	0.1	7.0	2.5
所属	就学前	35.1	83.3	50.2	13.3	7.0	0.2	0.3	2.2
	小学生	25.4	79.8	40.3	13.1	1.5	0.1	11.8	2.7
家庭類型	フル・フル	39.5	87.8	53.3	7.8	4.7	0.0	6.8	2.1
	フル・パート	27.4	91.3	42.2	9.2	2.9	0.0	8.1	2.5
	専業主婦（夫）	17.9	29.1	13.9	60.3	6.0	0.0	3.3	3.3
	ひとり親	7.6	78.8	51.5	2.3	2.3	0.8	9.1	3.8

④-2 病児・病後児のための事業等を利用したいか

- 全体では、「利用したいと思わない」が55.3%で最も高く、次いで「保育所・認定こども園に併設した施設でこどもを保育する事業(23.1%)」、「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業(21.0%)」と続いています。
- 所属別で利用したい事業として、「就学前」は「保育所・認定こども園に併設した施設でこどもを保育する事業」が、「小学生」は「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が高くなっています。
- 家庭類型別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。

n=1,493

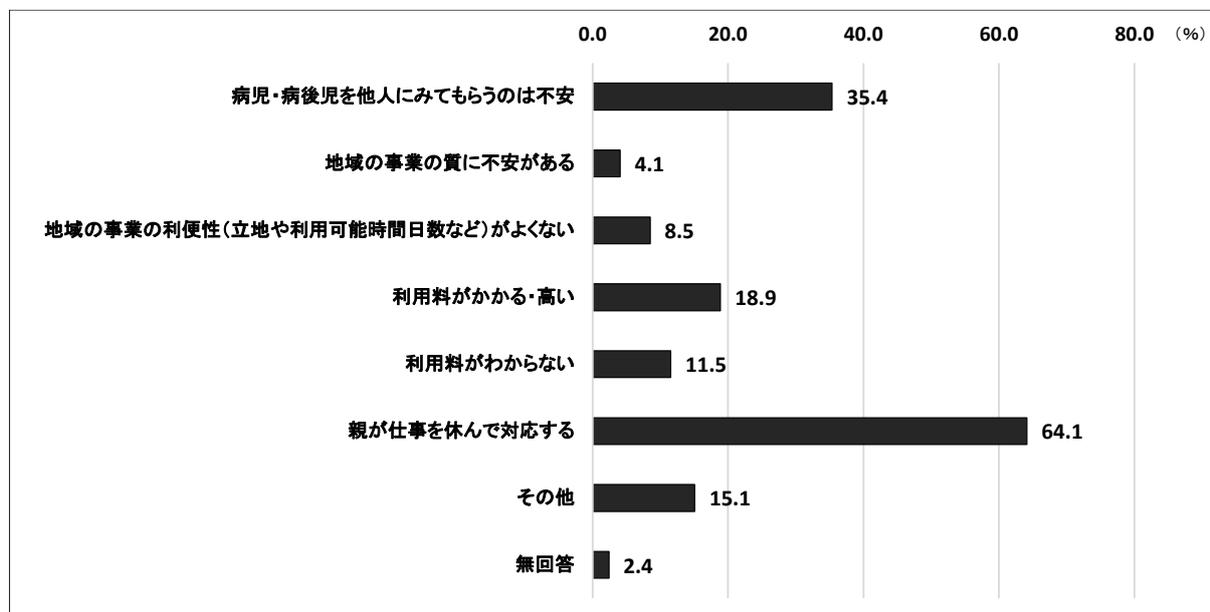


		(単位：%)					
		保育所・認定こども園に併設した施設でこどもを保育する事業 (病児・病後児保育)	小児科に併設した施設でこどもを保育する事業 (病児・病後児保育)	地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業 (ファミリー・サポート・センター等)	その他	利用したいが利用できない	利用したいと思わない
全体		23.1	21.0	7.1	2.5	9.1	55.3
所属	就学前	40.7	29.9	8.2	1.2	8.7	42.9
	小学生	10.5	14.7	6.4	3.5	9.4	64.2
家庭類型	フル・フル	26.2	23.0	5.7	3.0	9.4	53.9
	フル・パート	22.0	20.4	7.1	2.9	6.9	57.0
	専業主婦 (夫)	20.1	20.9	10.8	0.0	9.4	56.1
	ひとり親	15.6	17.2	10.9	2.3	16.4	53.1

④-3 病児・病後児のための事業等を利用したいと思わない理由

- ・全体では、「親が仕事を休んで対応する」が64.1%で最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安（35.4%）」、「利用料がかかる・高い（18.9%）」と続いています。
- ・所属別、家庭類型別ともに、全体とおおよそ同様の結果となっています。

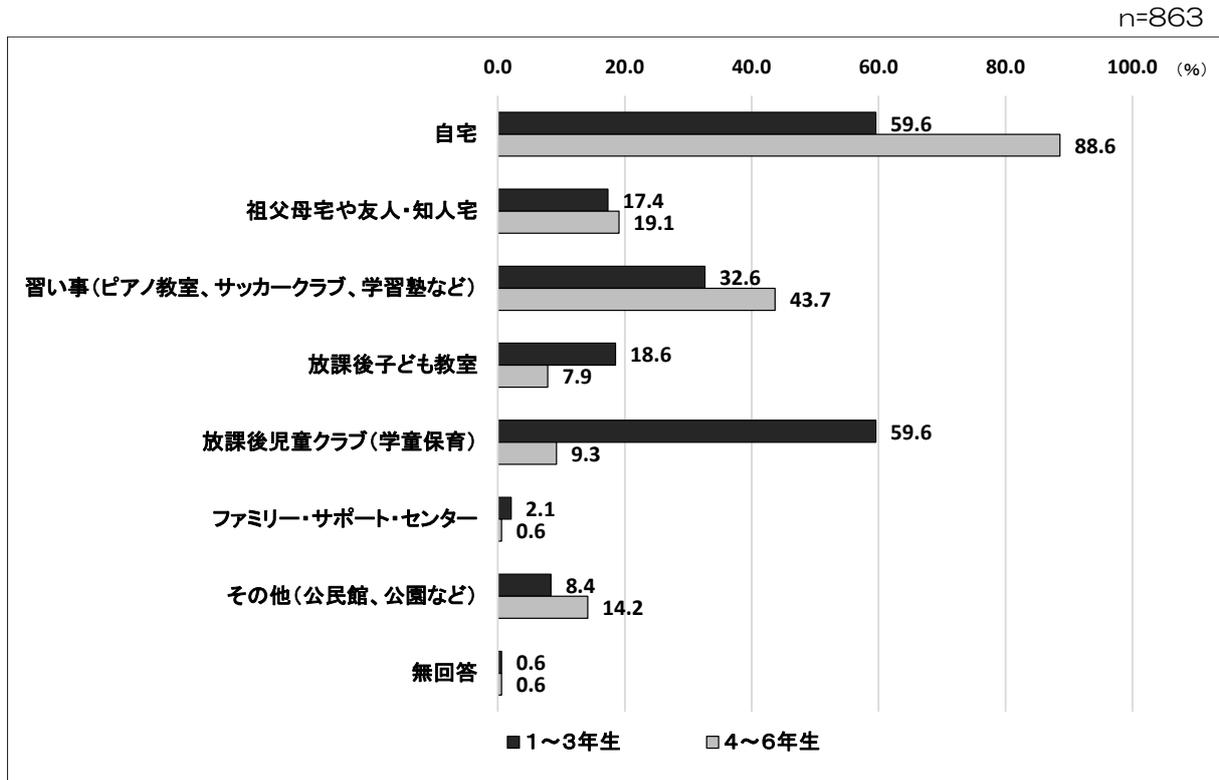
n=1,493



		(単位：%)						
		病児・病後児を他人にみてもらうのは不安	地域の事業の質に不安がある	地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない	利用料がかかる・高い	利用料がわからない	親が仕事を休んで対応する	その他
全体		35.4	4.1	8.5	18.9	11.5	64.1	15.1
所属	就学前	39.6	3.5	9.0	20.4	13.3	68.2	11.4
	小学生	33.3	4.3	8.2	18.2	10.7	62.2	16.9
家庭類型	フル・フル	35.5	4.7	9.7	15.9	9.0	64.2	18.7
	フル・パート	34.1	4.1	8.3	21.7	13.8	73.4	12.1
	専業主婦(夫)	33.3	3.8	9.0	16.7	15.4	48.7	16.7
	ひとり親	38.2	1.5	7.4	26.5	10.3	45.6	10.3

⑤ 放課後の過ごし方について

- 1～3年生では「自宅／放課後児童クラブ（学童保育）」が、4～6年生では「自宅」が最も高くなっています。
- 家庭類型では、「専業主婦（夫）」は他と比較して「放課後児童クラブ（学童保育）」が低くなっています。
- また、「ひとり親」は他と比較して「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が低くなっています。



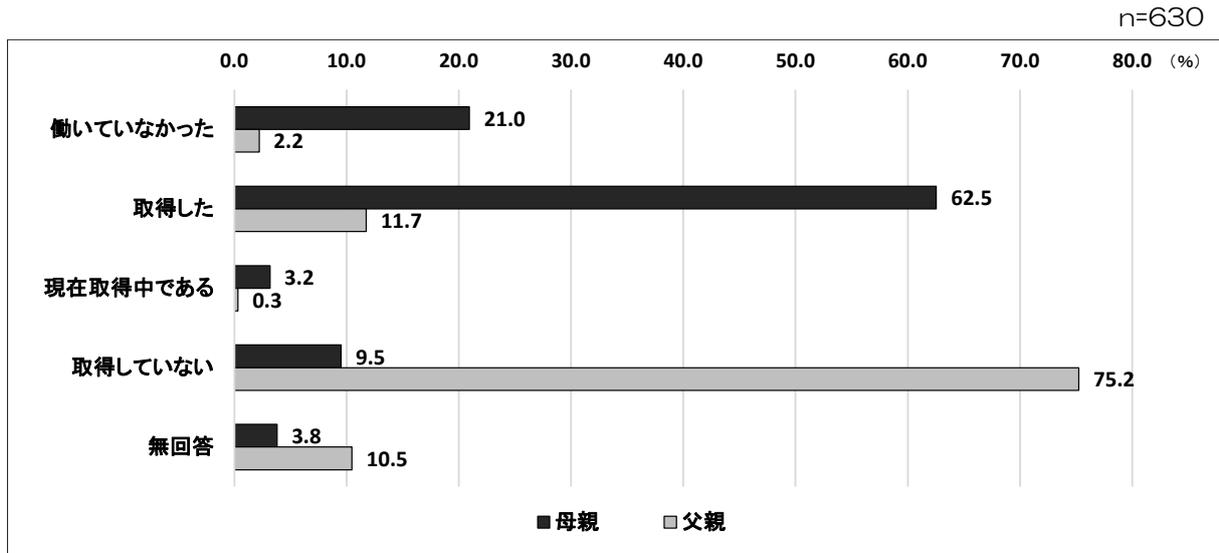
		(単位：%)						
		自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館、公園など)
全体		74.1	18.2	38.2	13.2	34.4	1.3	11.3
学年	1～3年生	59.6	17.4	32.6	18.6	59.6	2.1	8.4
	4～6年生	88.6	19.1	43.7	7.9	9.3	0.6	14.2
家庭類型	フル・フル	70.2	19.6	39.8	12.8	39.6	0.4	6.1
	フル・パート	77.3	17.9	38.8	14.5	33.5	1.4	17.9
	専業主婦(夫)	87.6	11.0	42.1	15.5	9.5	3.3	13.1
	ひとり親	66.5	21.5	29.3	10.3	41.8	2.4	8.1

⑥ 職場との両立支援について

⑥-1 育児休業の取得率

- 育児休業の取得率は、母親が62.5%、父親が11.7%となっており、母親と父親の取得率の差は、50.8ポイントとなっています。
- 家庭類型別では、「フル・フル」と「ひとり親」は「取得した」が、「フル・パート」と「専業主婦（夫）」は「取得していない」が最も高くなっています。

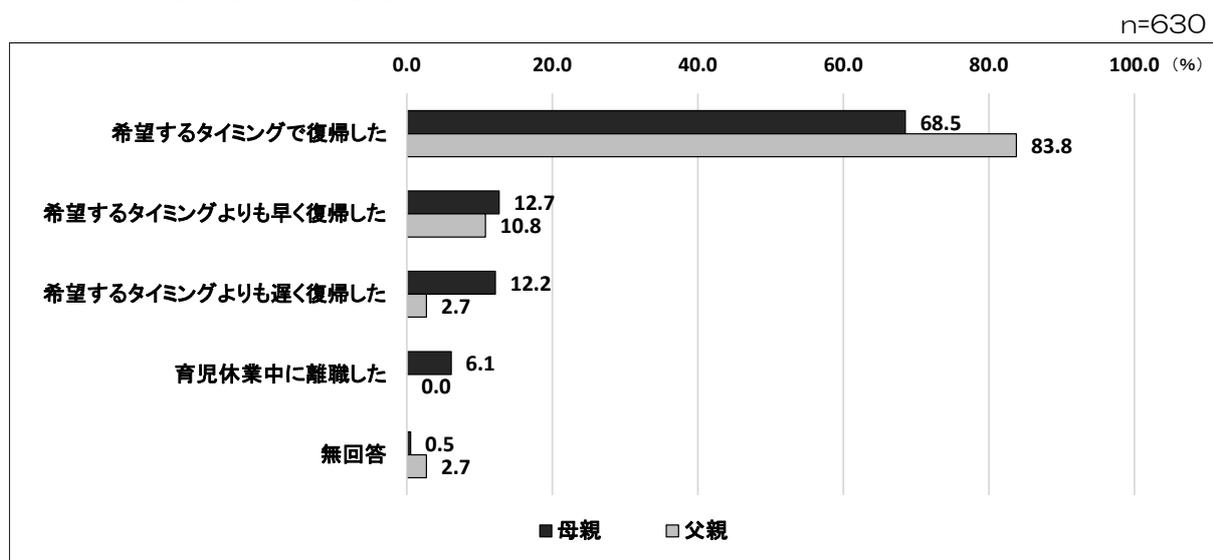
※取得率：「取得した」＋「現在取得中である」の割合



		(単位：%)			
		働いていなかった	取得した	現在取得中である	取得していない
全体		11.6	37.1	1.7	42.4
学年	母親	21.0	62.5	3.2	9.5
	父親	2.2	11.7	0.3	75.2
家庭類型	フル・フル	3.5	46.5	2.0	46.2
	フル・パート	15.1	33.8	1.1	49.8
	専業主婦（夫）	35.1	19.3	4.4	38.6
	ひとり親	12.8	26.9	0.0	7.7

⑥-2 育児休業後、職場への復帰状況

- 母親と父親と比較すると、「希望するタイミングで復帰した」は父親の方が高くなっている一方で、「希望するタイミングよりも遅く復帰した」と「育児休業中に離職した」は母親の方が高くなっています。
- 家庭類型では、「ひとり親」は他と比較して「希望するタイミングよりも早く復帰した」が高くなっています。
- また、「専業主婦(夫)」と「ひとり親」は他と比較して「育児休業中に離職した」が高くなっています。



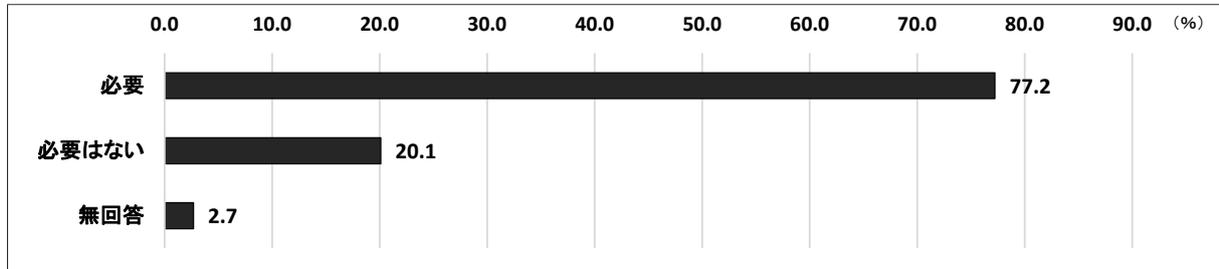
		(単位：%)			
		希望するタイミングで復帰した	希望するタイミングよりも早く復帰した	希望するタイミングよりも遅く復帰した	育児休業中に離職した
全体		76.2	11.8	7.4	3.0
学年	母親	68.5	12.7	12.2	6.1
	父親	83.8	10.8	2.7	0.0
家庭類型	フル・フル	75.5	12.3	9.6	1.1
	フル・パート	75.8	11.2	5.8	4.7
	専業主婦(夫)	79.2	8.3	0.0	12.5
	ひとり親	47.6	23.8	9.5	19.0

⑦ 「児童館」について

⑦-1 「児童館」の必要性

- ・全体では、「必要」が77.2%、「必要はない」が20.1%となっています。
- ・所属別、家庭類型別ともに、全体とおおよそ同様の結果となっています。

n=1,493

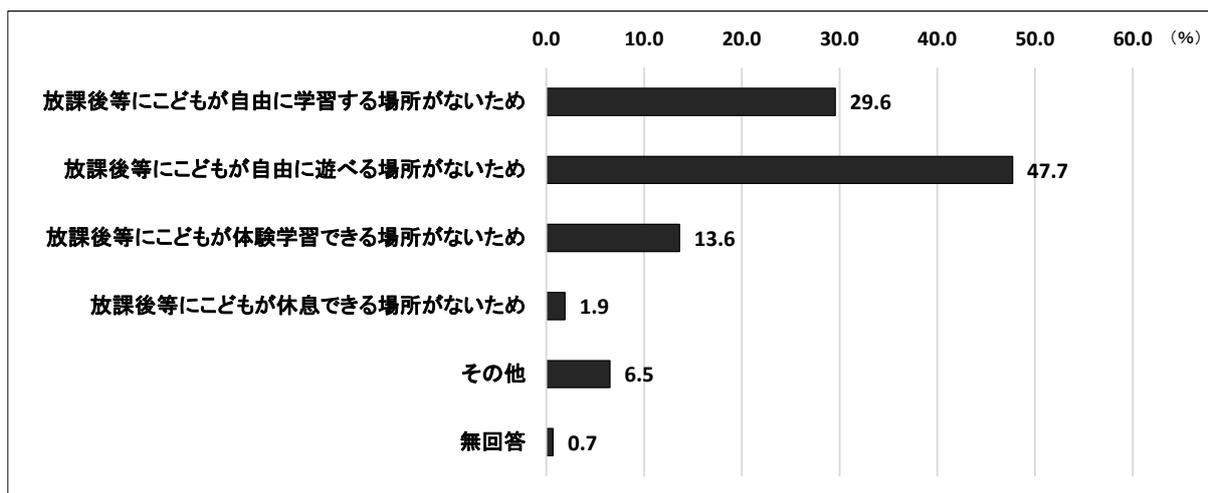


		(単位：%)	
		必要	必要はない
全体		77.2	20.1
所属	就学前	80.5	17.6
	小学生	74.9	21.9
家庭類型	フル・フル	77.2	21.6
	フル・パート	80.9	17.7
	専業主婦（夫）	76.8	21.9
	ひとり親	69.7	27.3

⑦-2 「児童館」が必要と思う理由

- 全体では、「放課後等にこどもが自由に遊べる場所がないため」が47.7%で最も高く、次いで「放課後等にこどもが自由に学習する場所がないため(29.6%)」、「放課後等にこどもが体験学習できる場所がないため(13.6%)」と続いています。
- 所属別、家庭類型別ともに、全体とおおよそ同様の結果となっています。

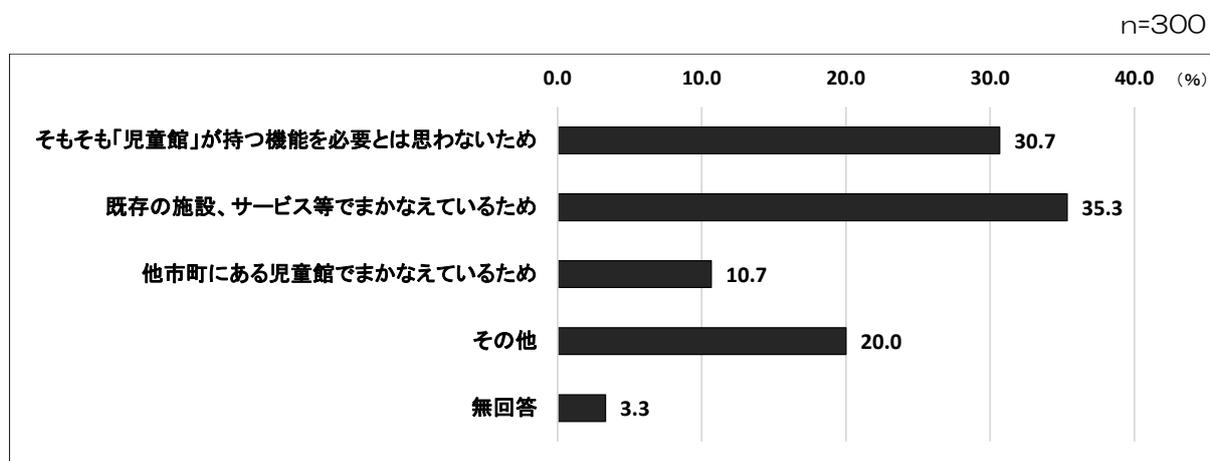
n=1,493



		(単位：%)				
		放課後等にこどもが自由に学習する場所がないため	放課後等にこどもが自由に遊べる場所がないため	放課後等にこどもが体験学習できる場所がないため	放課後等にこどもが休息できる場所がないため	その他
全体		29.6	47.7	13.6	1.9	6.5
所属	就学前	28.0	49.5	13.8	1.8	6.3
	小学生	30.8	46.3	13.5	2.0	6.7
家庭類型	フル・フル	32.6	45.1	14.7	1.7	5.1
	フル・パート	25.7	54.8	10.2	1.9	6.7
	専業主婦(夫)	25.9	45.7	11.2	5.2	12.1
	ひとり親	34.8	37.0	19.6	0.0	7.6

⑦-3 「児童館」が必要ないと思う理由

- 全体では、「既存の施設、サービス等でまかなえているため」が35.3%で最も高く、次いで「そもそも「児童館」が持つ機能を必要とは思わないため(30.7%)」、「その他(20.0%)」と続いています。
- 所属別、家庭類型別ともに、全体とおおよそ同様の結果となっています。

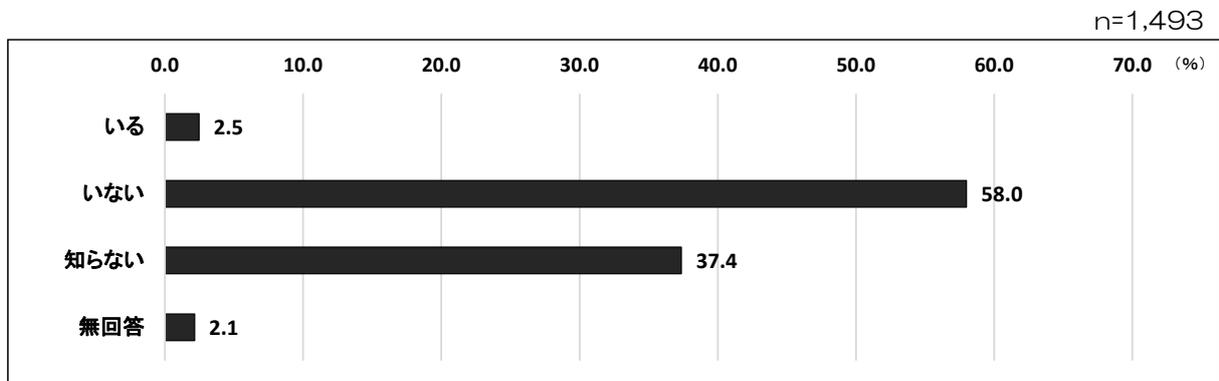


		(単位：%)			
		そもそも「児童館」が持つ機能を必要とは思わないため	既存の施設、サービス等でまかなえているため	他市町にある児童館でまかなえているため	その他
全体		30.7	35.3	10.7	20.0
所属	就学前	30.6	32.4	18.0	16.2
	小学生	30.7	37.0	6.3	22.2
家庭類型	フル・フル	31.6	37.6	9.8	18.8
	フル・パート	29.3	29.3	12.0	22.8
	専業主婦(夫)	24.2	33.3	15.2	24.2
	ひとり親	36.1	41.7	8.3	13.9

⑧ 「ヤングケアラー」、「こどもの権利」について

⑧-1 周りにヤングケアラーと思われる人はいるか

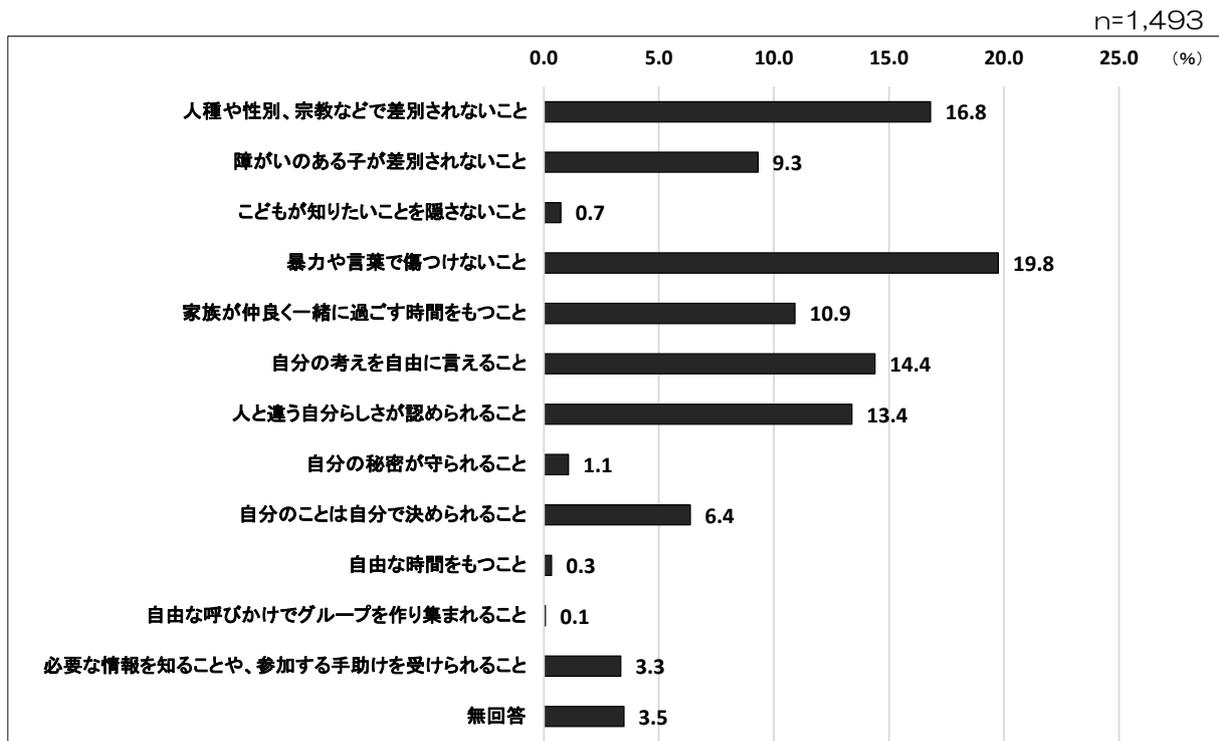
- ・全体では、「いない」が58.0%で最も高くなっていますが、「いる」が2.5%（1,493人中37人）となっています。
- ・所属別、家庭類型別ともに、全体とおおよそ同様の結果となっています。



		(単位：%)		
		いる	いない	知らない
全体		2.5	58.0	37.4
所属	就学前	2.1	58.3	38.6
	小学生	2.8	57.8	36.5
家庭類型	フル・フル	3.3	61.1	34.6
	フル・パート	1.3	57.4	40.3
	専業主婦（夫）	2.6	62.3	34.4
	ひとり親	3.8	54.5	40.9

⑧-2 こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

- ・「暴力や言葉で傷つけないこと」が19.8%で最も高く、次いで「人種や性別、宗教などで差別されないこと（16.8%）」、「自分の考えを自由に言えること（14.4%）」と続いています。
- ・所属別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。
- ・家庭類型別では、「専業主婦（夫）」は「人と違う自分らしさが認められること」が、「ひとり親」は「人種や性別、宗教などで差別されないこと」が最も高くなっています。



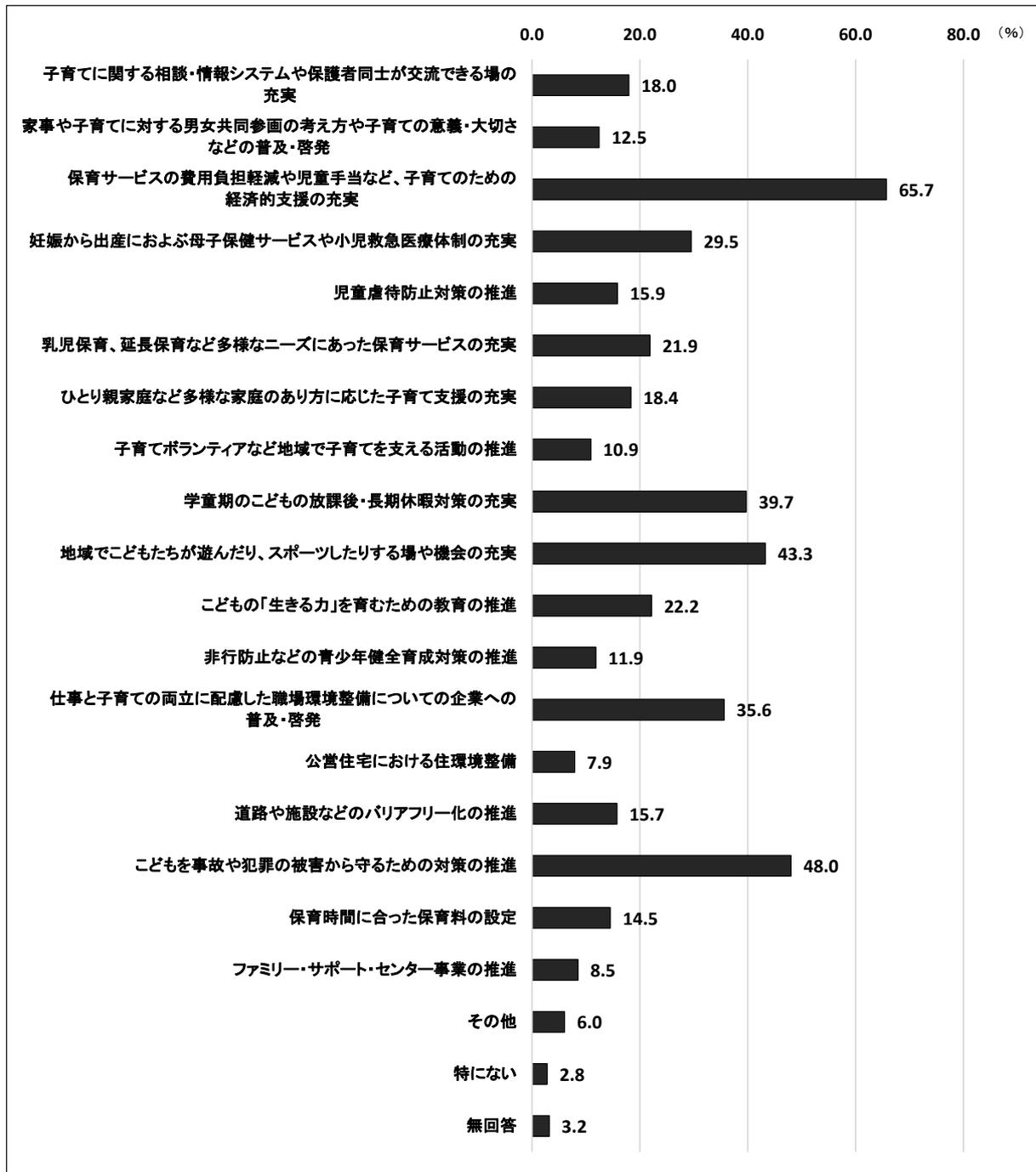
		(単位：%)											
		人種や性別、宗教などで差別されないこと	障がいのある子が差別されないこと	子どもが知りたいことを隠さないこと	暴力や言葉で傷つけないこと	家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと	自分の考えを自由に言えること	人と違う自分らしさが認められること	自分の秘密が守られること	自分のことは自分で決められること	自由な時間をもつこと	自由な呼びかけでグループを作り集まれること	必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること
全体		16.8	9.3	0.7	19.8	10.9	14.4	13.4	1.1	6.4	0.3	0.1	3.3
所属	就学前	15.2	10.3	0.3	18.3	14.3	15.4	15.2	0.8	4.9	0.5	0.0	2.4
	小学生	18.0	8.6	1.0	20.9	8.5	13.7	12.1	1.3	7.4	0.2	0.1	4.1
家庭類型	フル・フル	18.0	8.5	0.8	18.7	11.9	14.6	13.5	0.8	7.3	0.2	0.0	3.4
	フル・パート	16.8	8.5	0.2	22.7	11.4	16.0	11.6	0.8	5.6	0.8	0.2	3.9
	専業主婦（夫）	11.9	17.2	1.3	18.5	7.3	9.9	19.9	2.6	6.0	0.0	0.0	2.0
	ひとり親	19.7	9.1	2.3	16.7	10.6	15.2	12.1	1.5	8.3	0.0	0.0	3.0

⑨ 子育て全般について

⑨-1 こどもを健やかに生み育てるために、市に期待すること

- ・「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が65.7%で最も高く、次いで「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進（48.0%）」、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実（43.3%）」と続いています。
- ・所属別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。
- ・家庭類型別では、「ひとり親」は「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」が最も高くなっています。

n=1,493



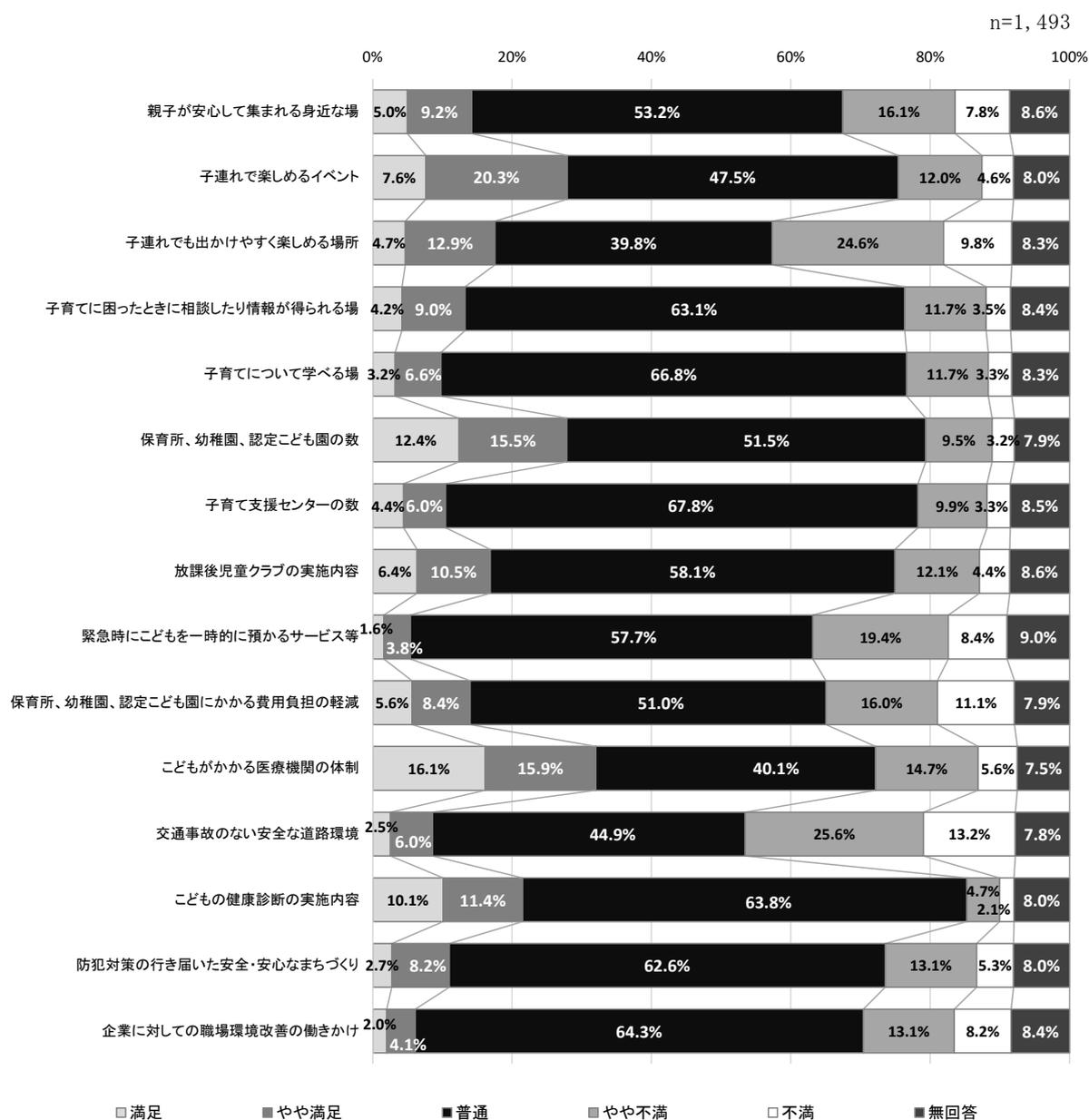
		(単位：%)									
		子育てに関する相談・情報システムや保護者同士が交流できる場の充実	家事や子育てに対する男女共同参画の考え方や子育ての意義・大切さなどの普及・啓発	保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実	小児救急医療体制の充実	妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや	児童虐待防止対策の推進	乳児保育、延長保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実	ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実	子育てボランティアなど地域で子育てを支える活動の推進	学童期のこどもの放課後・長期休暇対策の充実
全体		18.0	12.5	65.7	29.5	15.9	21.9	18.4	10.9	39.7	43.3
所属	就学前	20.6	13.7	72.5	37.0	17.0	29.5	17.3	12.4	43.0	40.6
	小学生	16.0	11.6	60.7	24.1	15.1	16.3	19.1	9.8	37.3	45.2
家庭類型	フル・フル	16.1	12.8	63.4	30.9	16.1	25.5	12.7	10.6	42.8	42.9
	フル・パート	18.9	12.1	72.3	29.3	17.1	19.8	13.1	10.4	41.6	47.4
	専業主婦(夫)	24.5	16.6	71.5	39.1	16.6	26.5	13.2	14.6	34.4	44.4
	ひとり親	12.9	9.8	54.5	20.5	12.1	11.4	71.2	11.4	34.1	37.9

		(単位：%)									
		こどもの「生きる力」を育むための教育の推進	非行防止などの青少年健全育成対策の推進	仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業への普及・啓発	公営住宅における住環境整備	道路や施設などのバリアフリー化の推進	子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進	保育時間に合った保育料の設定	ファミリー・サポート・センター事業の推進	その他	特になし
全体		22.2	11.9	35.6	7.9	15.7	48.0	14.5	8.5	6.0	2.8
所属	就学前	19.5	9.5	36.3	7.8	17.9	49.7	34.4	7.6	6.5	2.1
	小学生	24.1	13.6	35.1	8.0	14.1	46.8	0.0	9.2	5.7	3.4
家庭類型	フル・フル	23.1	10.6	37.2	6.8	16.9	46.8	15.6	8.6	7.3	2.0
	フル・パート	23.3	13.3	36.0	6.4	16.0	49.9	15.8	8.5	6.4	3.3
	専業主婦(夫)	25.8	17.9	38.4	8.6	19.9	57.6	14.6	7.3	3.3	2.0
	ひとり親	16.7	9.1	31.1	19.7	7.6	43.9	4.5	10.6	3.8	5.3

⑨-2 子育て支援についての「満足度」と「重要度」

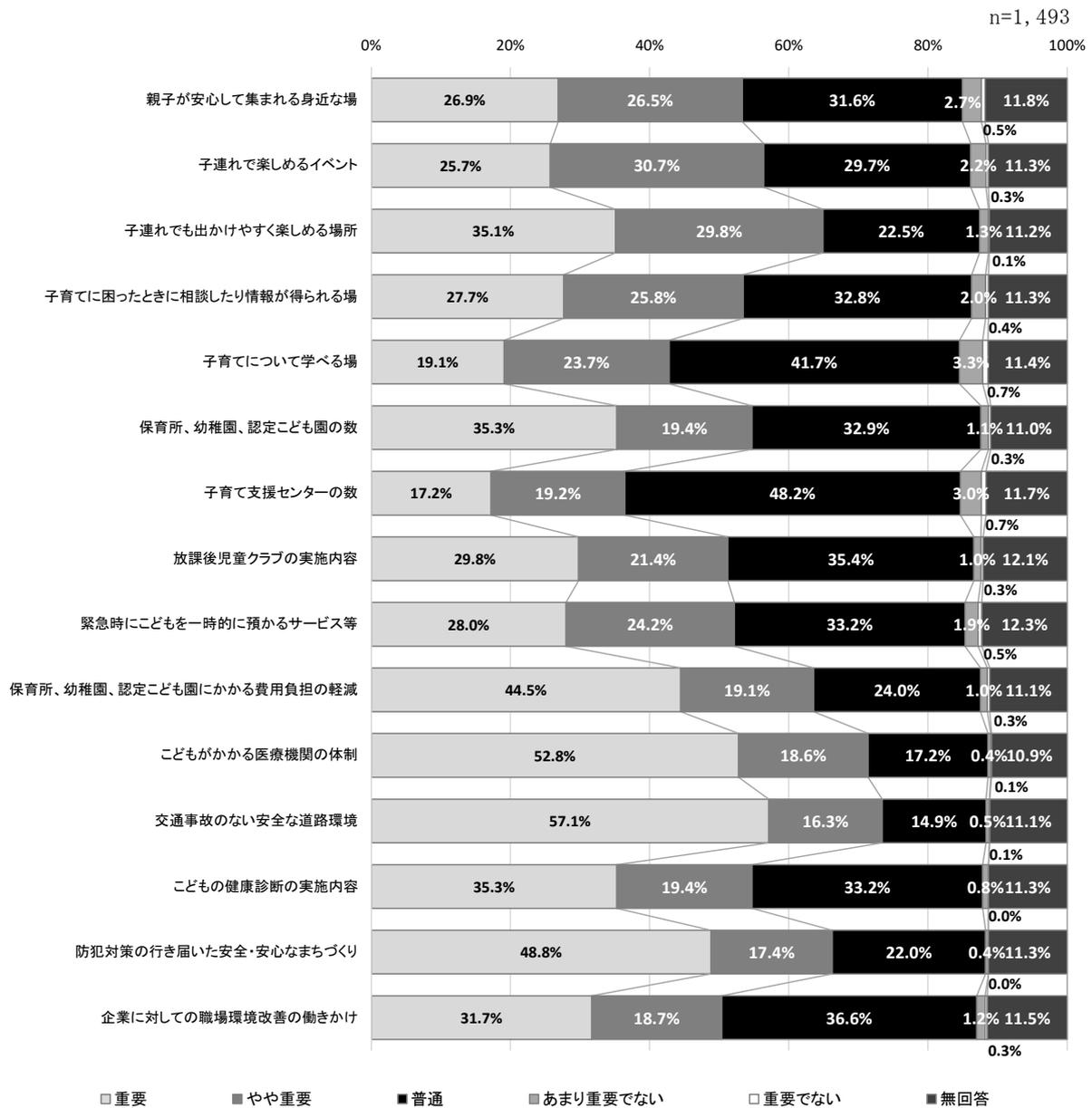
【満足度】

- 「満足」＋「やや満足」の割合は、「こどもがかかる医療機関の体制」が32.0%で最も高く、次いで「子連れで楽しめるイベント／保育所、幼稚園、認定こども園の数(27.9%)」、「こどもの健康診断の実施内容(21.5%)」と続いています。
- 「不満」＋「やや不満」の割合は、「交通事故のない安全な道路環境」が38.8%で最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所(34.4%)」、「緊急時にこどもを一時的に預かるサービス等(27.8%)」と続いています。



【重要度】

- 「重要」＋「やや重要」の割合は、「交通事故のない安全な道路環境」が73.4%で最も高く、次いで「こどもがかかる医療機関の体制（71.4%）」、「防犯対策の行き届いた安全・安心なまちづくり（66.2%）」と続いています。
- 「重要でない」＋「あまり重要でない」に関しては、すべての項目で、約0.5%から4.0%程度の割合となっています。



6 こども・子育て支援に関する主要課題

基本目標1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 子育て世帯の多様化が進み、特にひとり親家庭が増加しており、今以上にきめ細かな対応が必要になっています。
- 親の就労等により学校や保育所等の送迎ができない場合に対応するため、送迎サービスが求められています。
- 特別支援学校への通学バスについて、千代田地区の運行ルートの確保が課題となっています。
- 子育て支援センターは平日のみの開館のため、利用者から休日も開館してほしいという声が多くあります。

(2) 子育て支援ネットワークづくり

- 地域で子育てを支援するためには、情報ネットワークの構築が不可欠です。子育てに関係する機関、団体、サークル等が連携を行い、また、保護者のネットワークづくりや情報交換の場をつくり、孤立した育児や幼児の虐待を防ぐことが求められています。

(3) こどもの居場所づくり

- こどもたちが自らの意思で、いつでも行ける安全な居場所が住居地近辺に十分に整備されているとは言えません。今後、地域を含めて居場所づくりを進めていく必要があります。
- 放課後子供教室において「学ぶ」「遊ぶ」「作る」の3つのテーマを柱にメニューを提供していますが、新メニュー開拓及び新規の地域ボランティアを発掘していく必要があります。

(4) こどもの健全育成

- 青少年育成市民会議の出席者が減少し、こどもクラブやPTA活動も縮小傾向にあります。
- 親や家庭、地域が無理のない形でこどもたちの健全育成を行うことが必要となっています。

(5) ふれあい交流の推進

- 公共施設を開放して交流の場を提供しているものの、利用が一部の人に限定されています。世代間の交流は地域のまちづくりや地域の活性化につながるとともに災害時にも役立つことから、日頃からのこどもと地域の人々とのつながりが一層求められます。

(6) 情報提供・相談体制の充実

- 子育て支援に関する様々な情報提供や相談体制の窓口を一本化するなど、わかりやすく、利用しやすい仕組みづくりが求められています。

- 物価高騰による家計の悪化や家庭環境の複雑化等により、依然として多くの相談があり、相談内容も多様化しています。児童福祉分野のみならず、母子保健分野とより一層連携する必要があり、こども家庭センターを設置し、多角的に対応していく必要があります。
- 現在、市ホームページの充実、市のスーパーアプリの開発等、デジタル化を推進しています。今後は紙媒体ではなく、デジタル情報の発信を重点的に行っていきます。

（７）経済的な支援対策

- 保護者の経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを生み育てられるように、引き続き医療費の助成や保育料の負担軽減等、各種経済的支援の充実が求められています。
- 他の自治体でも独自の支援策を行っていることから、本市においても、より一層経済的負担の軽減を図る施策を構築していきます。

（８）教育・保育サービスの充実

- 人口減少や就労者不足が社会問題となる中で、女性の社会進出が奨励されており、今後も教育・保育のニーズが高まる見込みであることから、待機児童ゼロの継続を行う必要があります。
- 一時預かり事業は、保育士が不足していることにより、利用枠に空きがあっても預かりができない場合があるため、保育士の確保を行い、事業の実施体制を整える必要があります。
- 病児・病後児保育事業は、利用者数が少なく、利用方法・周知方法を再検討するとともに、利用実態に応じた事業の継続方法を検討していく必要があります。

（９）放課後児童クラブサービスの充実

- 保護者の就労支援と児童の健全育成のため、学校等と連携して、放課後におけるこどもの安全・安心な居場所づくりとして、放課後児童クラブの待機児童ゼロの維持と充実が求められています。
- 放課後児童クラブにおいて、配慮が必要な児童が増加傾向にあります。支援員の確保、質の向上を図るとともに、支援が必要と思われる家庭に対して、関係機関へつなぐ支援をしていく必要があります。
- 近年の夏の酷暑時においては、熱中症警戒アラートに基づき、児童の外遊びに制限がかかるため、室内で過ごすこととなる児童に安全・安心な室内遊びを提供していく必要があります。

基本目標２ 保護を必要とするこども等へのきめ細かな取組の推進

（１）児童虐待防止対策の充実

- 幼児虐待等の事案が増えています。
- 虐待等のケースについては、こども家庭課をはじめとする関係機関で対応はしているものの、今後はこども家庭センターを中心としながら、要保護児童対策地域協議会を活用する等、より一層地域や専門の機関と連携して支援を行うことが求められています。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・母子・父子自立支援員、DV相談員、家庭児童相談員と協力しながら個別案件に対応していますが、案件が増加傾向にあり相談体制の充実を図る必要があります。

（３）里親制度の普及

- ・市報等で里親制度の周知を行い、制度への理解と参加を呼びかけていますが、認知度が低迷していることから、県との連携を強化する等、周知方法を工夫していく必要があります。

（４）障がいのあるこどもに対する施策の充実

- ・保育所等において、障がい児保育の需要が高まっていることから、保育士加配の支援を行っています。
- ・相談支援体制を構築するとともに、地域社会の参加、包容（インクルージョン）の推進が求められています。
- ・保育士が不足していることにより、希望どおりに障がい児の受入ができない場合があるため、保育士を確保し、事業の実施体制を整える必要があります。

基本目標３ 職業生活と家庭生活との両立の支援

（１）男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

- ・共働きが増える中で、ワーク・ライフ・バランスの意識は徐々に浸透しつつありますが、社会的問題となっている人手不足もあり充分とは言えません。今後は事業主や職場、特に男性の意識の向上が課題です。
- ・事業所に対する働きかけが十分にできていない状況です。男性の育児休暇取得事例を確認・把握し、事業所への事例の効果的な紹介方法について検討していく必要があります。

（２）仕事と子育ての両立の支援

- ・子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するためには、その基盤となる教育・保育ニーズに対する受け皿整備や地域子ども・子育て支援事業の充実が必要であり、待機児童ゼロの継続とサービス支援の充実を行う必要があります。
- ・子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、預かり等を行う提供会員の数が減少しており、依頼会員のニーズに十分に対応できない場合があるため、提供会員の確保を行っていく必要があります。

基本目標４ 母性と乳幼児等の健康の確保

（１）こどもや母親の健康確保

- ・健康診査や保健師や母子保健推進員による家庭訪問等を通じて、妊産婦、母子と積極的に関わることで健康管理体制の充実を図ることが求められています。

- ・乳幼児健康診査のさらなる受診率の向上を図るとともに、集団での健診が難しい乳幼児への対応に配慮していく必要があります。また、乳幼児健診の拡充等について検討していきます。

（２）食育の推進

- ・第３次食育推進基本計画に基づき、食生活改善推進協議会、保育所等の関係機関と連携を図りながら、食育を推進しています。

（３）思春期保健対策の充実

- ・現在、スクールカウンセラーを各小・中学校に巡回配置し、相談を行っていますが、配置時数が十分ではないことが課題です。
- ・相談件数や事案件数は増加傾向にある中で、体制が充実しているとは言えません。

（４）小児医療の充実

- ・休日や夜間時のこどもの急病に対応するため、休日夜間こども診療所運営事業を実施しています。引き続き、診療所運営を維持するとともに、保護者負担の軽減を図る医療費助成の継続が求められています。

基本目標５ こどもの教育環境の整備

（１）次代の親の育成

- ・各小・中学校の授業や講演会等を通じて、人権や男女共同参画の意識高揚を図るとともに、保育所等で幼児との交流や職場体験を実施することで、こどもたちが子育てについて考える機会を提供しています。
- ・一人ひとりの人権が尊重される時代であり、多様な考え方を認めつつも、こどもを生き育てることに対する啓発の方法等について検討していく必要があります。
- ・講演会や料理教室等への若い男性の参加者が少ない状況です。市報での広報に加え、SNS等を積極的に活用し、特に若い男性の参加を促す工夫が必要です。

（２）学校の教育環境等の整備

- ・次代の担い手であるこどもが、基礎的な学力を身につけるとともに、社会に出て生きていく力を持つことができるよう、家庭・学校・地域で連携しながら、こどもの健全育成を行う必要があります。
- ・学校及び地域で四か条の誓いを啓発しており、学校ではクラブ活動や部活動等を調整して地区への諸行事の参加を促す環境づくりを進めていますが、十分な結果にはつながっていません。
- ・部活動指導員や外部指導者のなり手不足が課題です。スポーツ協会の人材バンクへの登録件数が伸びず、ニーズに対応できていない状況です。

（３）家庭や地域の教育力の向上

- 学校、家庭及び地域との連携の下に、家庭や地域における教育力を高めるため、引き続き、親や家族、地域の人、出身校の卒業生が関われる開かれた学校づくり、地域づくりが求められています。
- ゲストティーチャーとなる人材が高齢化しており、今後継続が難しくなることが予想されるため、人材の確保が課題です。

（４）体験活動を通じた豊かな人間性の育成

- こどもたちは地域とつながることで、豊かな人間関係を形成することができるため、小・中学校ではボランティア活動の推進を図っています。また、多様な文化・価値観に触れることで、豊かな感性を養うとともに、改めて自分たちが住むまちについて考える契機となるよう、国際交流の推進が求められています。

（５）不登校に関するカウンセリングの充実

- いじめ、ひきこもりや不登校等については、学校や教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員等と家庭が連携を取りながら、早期対応を行う必要があります。
- スクールソーシャルワーカーの担い手が少なく、多くのニーズに十分に対応できていない状況のため、人材の確保が課題です。

基本目標６ 子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な住宅の確保

- 民間の宅地開発や住宅供給が進む一方、市営住宅のニーズは依然として多くあります。既存の市営住宅は老朽化が課題となっているため、公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を進めていきます。

（２）良好な居住環境の確保

- こどもの育成の妨げとなるような道路や公共施設については、保育所等、学校、行政、地域が連携をとりながら、引き続き、必要な整備を進める必要があります。
- 各保育施設は建設後、一定の年数が経過しており、老朽化している箇所があるため、今後は修繕計画に基づき、適切に整備を行っていく必要があります。

（３）安全な道路交通環境の整備

- 幅員の狭い道路や歩道のない道路も多く残っており、通学路のガードレールやカーブミラー設置等の安全対策も十分であるとは言えません。関係機関で構成する通学路安全推進会議等を通じて、危険箇所を改善していく必要があります。

（４）安心して外出できる環境の整備

- 道路、公園、公共的施設、公共交通機関等でバリアフリー化が進んでいない施設が残っており、改善が求められています。

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

- 地域と協議しながら随時、防犯灯の設置を行っており、器具の老朽化が進んでいるものについては、適切に更新を行っていく必要があります。

基本目標7 子ども等の安全の確保

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

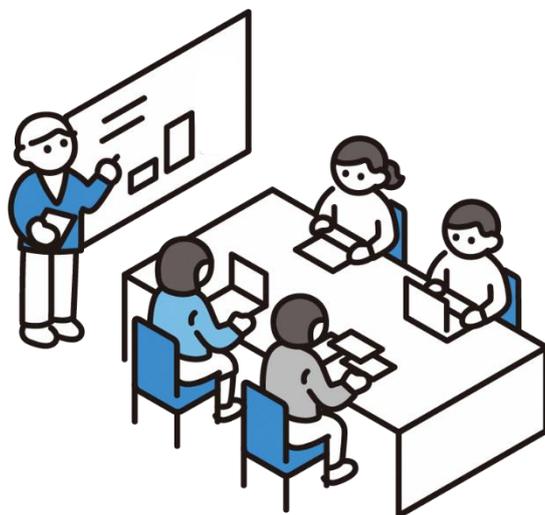
- こどもを交通事故から守るため、引き続き、行政や警察等のもとより、地域全体で交通安全に対する意識を高めていくとともに、互いに連携をとって交通安全対策を進めていく必要があります。

(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 保育所等や小・中学校の保護者連絡用アプリ、市の防災メールを通して、犯罪等の情報について速やかに保護者へ情報提供を行っています。
- 地域における情報共有や見守りも必要であることから、市民の市防災メールの登録数を増やすことが課題となっています。

(3) 被害にあったこどもの保護の推進

- 犯罪等の被害にあったこどもたちが地域で安心して生活できるよう、行政、警察、保育所等、学校、民生委員児童委員等が連携を取るとともに、支援や見守りを行うため、関係機関によるケース会議を通して、継続的に情報共有を行う必要があります。



7 第2期計画の進捗評価

本市では、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んできました。

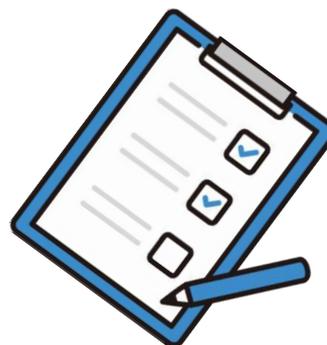
主要施策ごとの事業の実施状況について評価を行った結果、「3点：計画どおり」が70.6%、「2点：概ね計画どおり」の割合が22.0%となっており、多くの事業で目標を達成することができました。

◆担当課評価
 3点：計画どおり
 2点：概ね計画どおり
 1点：ほとんど実施していない
 0点：実施していない

■ 第2期計画の事業の評価結果 ■

基本 目標	主要施策	事業数	評価			
			3点	2点	1点	0点
1. 地域における子育て支援						
	①地域における子育て支援サービスの充実	7	3	4		
	②子育て支援ネットワークづくり	2	1	1		
	③こどもの居場所づくり	6	4	2		
	④こどもの健全育成	3	1	1		1
	⑤ふれあい交流の推進	2	2			
	⑥情報提供・相談体制の充実	4	3	1		
	⑦経済的な支援対策	5	5			
	⑧教育・保育サービスの充実	5	5			
	⑨放課後児童クラブサービスの充実	4	4			
2. 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進						
	①児童虐待防止対策の充実	2	1		1	
	②ひとり親家庭等の自立支援の推進	3	3			
	③里親制度の普及	1		1		
	④障がいのある子どもに対する施策の充実	5	2	3		
3. 職業生活と家庭生活との両立の支援						
	①男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	1		1		
	②仕事と子育ての両立の支援	9	8	1		
4. 母性と乳幼児等の健康の確保						
	①子どもや母親の健康の確保	8	8			
	②食育の推進	3	2		1	
	③思春期保健対策の充実	2	2			
	④小児医療の充実	3	3			

基本 目標	主要施策	事業数	評価			
			3点	2点	1点	0点
5. こどもの教育環境の整備						
	①次代の親の育成	1		1		
	②学校の教育環境等の整備	5	3	2		
	③家庭や地域の教育力の向上	3		3		
	④体験活動を通じた豊かな人間性の育成	2	2			
	⑤不登校に関するカウンセリングの充実	3	3			
6. 子育てを支援する生活環境の整備						
	①良質な住宅の確保	1	1			
	②良好な居住環境の確保	2	2			
	③安全な道路交通環境の整備	2	1	1		
	④安心して外出できる環境の整備	1		1		
	⑤安全・安心のまちづくりの推進等	1	1			
7. こども等の安全の確保						
	①こどもの交通安全を確保するための活動の推進	4	3		1	
	②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1	1			
	③被害にあったこどもの保護の推進	4	3	1		
計		105	77	24	3	1
		100.0%	73.3%	22.9%	2.9%	0.9%



第3章 神崎市こども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」においては、未来を担うこどもたちの心身ともに健やかな成長に努め、安心して子育てができるまちづくりを目指して、下記のような基本理念を定め、計画を策定しました。

本計画の上位計画である「第2次神崎市総合計画」では、市の目指す将来像を「幸せつなごう かんざき～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～」と定め、将来像を「高齢者・子育て・地域福祉・保健・健康づくり」の分野において具現化する基本方針を「子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる」としています。

「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」において掲げられた「基本理念」は、「第2次神崎市総合計画」における「将来像」「基本方針」と同じ方向性、同じ趣旨を示していると判断できます。

よって、本計画においても、第2期計画の「基本理念」を踏襲することとします。

【基本理念】

子育ての喜びを実感し、こどもたちの未来が輝くまち・神崎

【本計画において特に重視する方向性】

本計画を進めるにあたっては、以下の方向性を特に重視していきます。

- 子ども・子育て支援事業計画は、幼児教育・保育及び地域の子育て支援についての需給計画の意味合いが強い計画ですが、令和5年に施行されたこども基本法等の趣旨を踏まえ、家庭や子育てに夢をもち、子育ての喜びを実感できる環境の整備により一層力を入れていきます。
- こどもの養育は家庭を基本として行われることから、困難な家庭環境にいるこどもに対し適切な養育を確保し、生活を保障することで、全てのこども一人ひとりが尊重され、基本的人権が保障される環境整備に努めていきます。

◆こども基本法◆

○目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進します。

○基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

2 基本的視点

「基本理念」の具体化に向けた施策の展開にあたっては、次の3つの視点に沿うものとしていきます。

視点1 こどもの視点

本計画の推進にあたっては、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考え方として、こどもの視点に立ち、こどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、こどもの健全育成のための環境を整えていきます。

視点2 すべてのこどもと家庭を支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提です。その上で親が本市でこどもを生き育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができ、こどもたちの可能性と夢を引き出せるように、広くすべてのこどもと家庭への支援という視点に立った取組を進めていきます。

視点3 社会全体でこどもと子育てを支援する視点

こどもを育てることについては、家族、地域、行政、企業など、社会のあらゆる分野においてそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを温かく応援し、支え合っていくという視点に立った取組を進めていきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」で設定した、7つの基本目標を踏襲し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援

育児に対する負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。また様々な保護者の就労形態に伴い、教育・保育ニーズが多様化しています。これらに対応するため、教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報を得る機会や相談体制、情報提供体制の充実、それぞれのライフステージに合わせた経済支援の充実及び地域住民と行政、地域住民同士が連携して、地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。

基本目標2 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進

こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、迅速かつ適切な対応が求められます。関係機関との連携によりきめ細やかな対応を一層充実します。

ひとり親家庭に対して相談支援、経済的支援、自立支援等を行います。また、障がいや発達面に支援が必要と思われる子どもに対するサービスや情報提供を行い、保護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の支援

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と子育てが両立できる環境整備が求められています。このため、ワーク・ライフ・バランスの普及や男性の育児参加促進に向けた啓発を行います。また、保育サービスや放課後児童クラブのより一層の充実を図り、子育てをしながらも、安心して働くことができる体制を整えます。

基本目標4 母性と乳幼児等の健康の確保

母親とこどもの健康づくりを推進するために、乳幼児期の各種健診をはじめ母子保健事業の充実を図るとともに、若年・高齢妊婦や不安を持つ妊婦家庭等への継続した支援を行います。また、乳幼児期から正しい食事の取り方や食習慣について指導するとともに、小・中学校においては食育を推進します。

さらに、思春期におけるこどもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する教育や喫煙・薬物の有害性等についての基礎知識の普及、相談体制の充実を図ります。

基本目標5 こどもの教育環境の整備

次代の担い手であるこどもの「生きる力」を高めていくために、確かな学力を育成するとともに、互いに思いやりを持ち、こどもが元気に登校できる学校づくりを推進します。

また、こどもたちの豊かな人間性を育むため、学校、家庭、地域が連携した様々な体験活動を実施するとともに、姉妹都市等との国際交流を実施していきます。

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て支援の視点に立った環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化や安全な歩道の確保に努め、子ども連れの保護者だけでなく、高齢者や障がい者にも優しく、安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本目標7 こども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪の被害等から守るために、地域の協力を得ながら交通安全対策や犯罪防止の取組を推進します。



4 計画の体系

■ 施策体系図 ■

【基本理念】

子育ての喜びを実感し、こどもたちの未来が輝くまち・神埼

【基本目標】

1 地域における
子育て支援

2 保護を必要とするこども等
へのきめ細かな取組の推進

3 職業生活と家庭生活との両立の支援

4 母性と乳幼児等の健康の確保

【主要施策】

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②子育て支援ネットワークづくり
- ③こどもの居場所づくり
- ④こどもの健全育成
- ⑤ふれあい交流の推進
- ⑥情報提供・相談体制の充実
- ⑦経済的な支援対策
- ⑧教育・保育サービスの充実
- ⑨放課後児童クラブサービスの充実
- ①こどもの権利擁護・児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③里親制度の普及
- ④障がいのあるこどもに対する施策の充実
- ①男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
- ②仕事と子育ての両立の支援
- ①こどもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

子育ての喜びを実感し、こどもたちの未来が輝くまち・神埼

5 こどもの教育環境の整備



- ①次代の親の育成
- ②学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④体験活動を通じた豊かな人間性の育成
- ⑤不登校に関するカウンセリングの充実

6 子育てを支援する生活環境の整備



- ①良質な住宅の確保
- ②良好な居住環境の確保
- ③安全な道路交通環境の整備
- ④安心して外出できる環境の整備
- ⑤安全・安心のまちづくりの推進等

7 こども等の安全の確保



- ①こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③被害にあったこどもの保護の推進

第4章 主要施策の方向

基本理念に基づき設定した基本目標を達成するために、以下のとおり主要施策の方向を定めます。

基本目標1 地域における子育て支援

施策：①地域における子育て支援サービスの充実

- ◆「子育てについて不安になったり悩むことがある」人は47.8%と約半数にのぼっており、子育て家庭の孤立化や、子育てへの不安や負担感が高まっています。こどもと保護者が置かれた様々な状況に対応できるよう、子育てを支援する仕組みの一層の充実を図り、地域においてこどもを安心して育てることができる環境整備を進めていきます。
- ◆こどもの遊び場及び保護者が交流できる場として設けている子育て支援センターについて、より多くの家庭が利用できるよう、平日のみではなく土曜日も開館できる環境を整備していきます。
- ◆ベビーカー、ベビーベッドの貸与事業については、県内自治体で唯一の取組であり、需要も多いことから、更新や追加購入を行いながら適切な台数を確保するとともに、こどもの状況や家庭環境に合わせたサイズを選択できるよう整備を行います。
- ◆特別支援学校への通学バス路線の設定等について、引き続き、県への働きかけを行います。

【主な事業】

- ・地域ぐるみわんぱく支援事業
- ・放課後子どもプランの実施
- ・妊産婦サロン&あかちゃん広場(令和7年度から子育て支援センター事業へ統合)
- ・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ・子育て相互支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ・ベビー用品貸与事業
- ・妊産婦産前・産後支援ヘルパー派遣事業
- ・母子生活支援施設入所委託事業
- ・助産施設入所者委託事業 等

施策：②子育て支援ネットワークづくり

- ◆子育て支援を地域全体で取組んでいくため、地区、保育所等、学校、公民館、図書館等と連携をとり、地域の子育てに関する情報をわかりやすく丁寧に保護者に提供することで、より一層子育て支援に努めていきます。
- ◆地域における関係機関の連携を推進し、子育て支援機関、団体、サークル等のネットワークや情報交換の場を提供することにより、子育て家庭への充実した子育て情報の提供に努めます。

【主な事業】

- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）【再掲】
- ・子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）【再掲】 等

施策：③こどもの居場所づくり

- ◆こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することについて、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が43.3%と高い割合となっており、各小学校や地域の中で遊び、学び、体験できるこどもの居場所づくりが求められています。
- ◆各地区の公民館、公園等を活かした居場所づくりや、こどもの体験活動を地域ぐるみで支援する取組を推進します。
- ◆低学年の放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方について、「放課後児童クラブ」を希望する人が59.6%と過半数を超えています。引き続き、ニーズに応じたサービスの提供を行っていきます。

【主な事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・放課後子供教室（ドリームパーク）
- ・学校支援活動（おむすびチーム）
- ・子ども寺子屋
- ・コミュニティ助成事業（地区公園内の遊具設置）
- ・児童育成支援拠点事業 等

施策：④こどもの健全育成

- ◆変化の激しい社会の中でこどもの健やかな成長と発達のために、地域住民、関係団体との協働により、様々な交流・体験活動・自主活動等の機会の充実に努め、地域全体で児童の健全育成を進めていきます。
- ◆共働き家庭や核家族化等が増加する中で、親や家族、地域が無理のない形でこどもたちの健全育成を行う仕組みづくりの再構築について検討していきます。

【主な事業】

- ・神崎市青少年育成市民会議（青少年の体験活動の場作り事業、青少年ボランティア活動の推進、地区懇談会、青少年の主張大会事業）
- ・子どもクラブ活動
- ・小学生への職業講話 等

施策：⑤ふれあい交流の推進

- ◆公共施設や地域の公民館・広場等を活用して様々な人との交流を推進し、まつり等のイベントを開催することで、こどもたちと地域の人々がふれあう機会を創出します。また、保育所等や子育て支援センターにおいて、小・中学生等の受入を行うことで、こどもたちと園児がふれ合う機会を提供します。

【主な事業】

- ・各種イベント（子どもまつり、町民体育大会、三大夏まつり等）の開催
- ・保育の学習や職場体験（インターンシップ） 等

施策：⑥情報提供・相談体制の充実

- ◆子育て支援施策を体系化したホームページやスーパーアプリ、SNS等のツールを活用することで、保護者が簡単に情報収集でき、各種サービスを利用しやすい環境を整備していきます。
- ◆妊娠期から切れ目のない支援のため、こども家庭センターを総合窓口として情報提供と相談体制の充実を図ります。
- ◆こどものことや子育てに関して、「不安や悩みを相談する相手がない」が1.5%（1,493人中23人）とわずかながらみられるため、相談窓口のさらなる周知等を行っていく必要があります。

【主な事業】

- ・スーパーアプリ開発事業
- ・母子・父子自立支援員、家庭児童相談員の設置
- ・こども家庭センター運営事業
- ・母子手帳アプリ情報配信サービス事業
- ・妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）
- ・「子育て with ネット」による情報発信 等

施策：⑦経済的な支援対策

- ◆こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することについて、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が65.7%で最も高くなっています。保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心してこどもを生み育てられるように、医療費の助成や保育料の負担軽減等、各種経済的支援の充実を図ります。

【主な事業】

- ・児童手当、児童扶養手当の支給
- ・子どもの医療費助成、小・中学生及び高校生等医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・保育料の負担軽減
- ・福祉資金貸付事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【再掲】
- ・ベビー用品貸与事業【再掲】
- ・妊産婦産前・産後支援ヘルパー派遣事業【再掲】
- ・養育費確保支援事業

- ・母子生活支援施設入所委託【再掲】
- ・助産施設入所者委託【再掲】
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・学校給食費助成事業
- ・産婦健診・産後ケア事業
- ・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業
- ・妊婦歯科健診事業
- ・不妊治療費助成事業
- ・妊婦のための支援給付交付金事業
- ・難聴児補聴器購入費等助成事業
- ・子どもの学習・生活支援事業「学びの和ほっぴ」 等

施策：⑧教育・保育サービスの充実

◆既婚女性の労働力率の高まりや夜間の勤務、休日の勤務など働き方が多様化しており、その結果、保護者の教育・保育ニーズの増加と多様化が進んでいます。これに対応して、教育・保育サービスについては、本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。また保育士の人材確保と保育・教育の質の向上に努めます。

【主な事業】

- ・私立・管外保育所等運営事業
- ・子育てのための施設等利用給付事業
- ・延長保育事業
- ・一時預かり保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・保育士確保対策事業（保育士就職支援金給付事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、保育士募集 PR 事業）
- ・公立保育園 ICT システム運用事業 等

施策：⑨放課後児童クラブサービスの充実

◆保護者の就労支援と児童の健全育成のため、学校等と連携して、放課後におけるこどもの安全・安心な居場所づくりとして、放課後児童クラブの充実に努めます。本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。

- ◆「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」との一体的な活用を継続します。
- ◆酷暑で外遊びに制限がかかる夏季休業中は、公営、民営の出前教室などを利用し、児童の安全・安心な居場所の提供に努めます。

【主な事業】

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】
- 放課後子供教室（ドリームパーク）【再掲】
- 学校支援活動（おむすびチーム）【再掲】 等



基本目標2 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進

施策：①子どもの権利擁護・児童虐待防止対策の充実

- ◆「こども基本法」が令和5年に施行されたことに伴い、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護を図る取組を一層強化し、社会全体でその意識を共有し、醸成するための周知・啓発を推進します。
- ◆周りにヤングケアラーと思われる人が「いる」と回答した割合が2.5%（1,493人中37人）となっています。貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、様々な状況によって、こどもが不利益を受けないよう、それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、こどもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを推進します。
- ◆「子育てのストレス（こどもにあたる等）」を抱えている人は16.3%となっています。こどもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。管内でも虐待事案が増えています。このため、要保護児童対策地域協議会の活用やこども家庭センターを整備するなど、関連機関と連携を図りながら、発生予防から早期発見・早期対応を図っています。児童虐待に適切に対応していくため、要保護児童対策地域協議会のケース会議を随時開催し、連携の強化に努めます。

【主な事業】

- ・こども家庭センター運営事業【再掲】
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【再掲】
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・人権・同和問題講演会 等

施策：②ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ◆ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。
- ◆ひとり親家庭の自立した生活とこどもの健やかな成長を図るため、医療費助成等の経済的支援を行うとともに、特に母子家庭に向けての就業促進のための支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。
- ◆ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員が個別に対応していきます。

【主な事業】

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・母子・父子自立支援員、家庭児童相談員の配置
- ・養育費確保支援事業【再掲】
- ・母子生活支援施設入所委託【再掲】
- ・助産施設入所者委託【再掲】
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付【再掲】
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金【再掲】
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金【再掲】 等

施策：③里親制度の普及

- ◆親のいない子どもや親と一緒に暮らすことのできない子どもたちのために、親に代わって子どもを養育する制度として、里親制度が設けられています。制度の周知を行っていますが、依然として認知度は低い状況です。市報やホームページを通じた広報と併せてパネル展を開催する等、より一層周知に力を入れていきます。

施策：④障がいのある子どもに対する施策の充実

- ◆子どもの「ことばなど知的・精神的な発育」について悩んでいる人は13.2%となっています。障がいや発達面に支援が必要と思われる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で安心して生活が送れるように、各種相談体制の充実、早期療育の推進、障がいのある子どもの社会的自立に対する支援及び福祉サービスの適正な提供、教育的支援に努めます。発達障がいの保育・教育に特別な支援が必要となるニーズに対しては、適正な対応ができる環境づくりに努めます。
- ◆保育所等において、障がい児数が増加傾向にあることから、保育士の確保と研修の受講等により、障がい児保育のスキルアップを図ります。

【主な事業】

- ・障がい児保育推進事業
- ・短期入所事業、児童デイサービス事業等の障がい福祉サービス
- ・金立・大和・中原特別支援学校放課後児童健全育成事業
- ・重度心身障害者（児）医療費助成事業
- ・自立支援医療（育成医療）
- ・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業【再掲】
- ・難聴児補聴器購入費等助成事業【再掲】
- ・日の隈公園インクルーシブ遊具管理事業 等

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の支援

施策：①男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

- ◆固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう、男女共同参画意識に基づく男性の家事や子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた現場環境づくりを働きかけます。また産前産後休暇制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。

【主な事業】

- ・男女共同参画推進事業 等

施策：②仕事と子育ての両立の支援

- ◆子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために、その基盤となる教育・保育ニーズ及び地域子ども・子育て支援事業については、本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。
- ◆こどもが病気やけがをした際の対応について、保護者や親族が対応することが多い一方で、「病児・病後児保育を利用した」の割合が3.8%にとどまっています。また、「病児・病後児保育を利用したいと思わない」が55.3%で過半数を超えているため、病児・病後児保育の利用方法や周知方法について、再検討していく必要があります。
- ◆育児休業の取得率は、母親が62.5%、父親が11.7%となっており、母親と父親の取得率の差は、50.8ポイントと父親の取得率が低く、また、職場への復帰に関して、「希望するタイミングより早く復帰した」が母親、父親ともに、10%以上となっていることから、改めて事業者、保護者への啓発や利用促進を行っていきます。

【主な事業】

- ・私立・管外保育所等運営事業
- ・子育てのための施設等利用給付事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】
- ・放課後子供教室（ドリームパーク）【再掲】
- ・学校支援活動（おむすびチーム）【再掲】
- ・子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）【再掲】
- ・病児・病後児保育事業【再掲】
- ・男女共同参画推進事業【再掲】 等

基本目標4 母性と乳幼児等の健康の確保

施策：①こどもや母親の健康の確保

- ◆母親とこどもの健康づくりを推進するために、妊婦に対する母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等を通しての妊産婦の健康管理体制の充実、出産後の乳児・産婦家庭訪問や乳幼児健康診査、母子保健推進員による子育て支援等の充実に努めます。

【主な事業】

- ・母子健康手帳交付
- ・3～4か月児健康診査
- ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査
- ・乳児一般健康診査（6～7か月児・9～10か月児）
- ・各種相談事業（乳幼児相談等）
- ・乳児・妊産婦家庭訪問
- ・予防接種事業
- ・歯科保健事業
- ・母子保健推進活動
- ・未熟児養育医療
- ・妊婦等包括相談支援事業【再掲】
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【再掲】
- ・産婦健診・産後ケア事業【再掲】
- ・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業【再掲】
- ・妊婦歯科健診事業【再掲】 等

施策：②食育の推進

- ◆第3次神崎市食育推進基本計画「きらりかんざき食育プラン」に基づき、食生活改善推進協議会、保育所等の関係機関と連携を図りながら食育を推進します。

【主な事業】

- ・ベジタブル大作戦
- ・だしとりマスター養成塾
- ・神崎さん家（産地）の野菜大活躍プロジェクト 等

施策：③思春期保健対策の充実

- ◆思春期におけるこどもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性、パソコン、スマートフォン等の危険性についての基礎知識の普及、意識啓発を図っていきます。
- ◆学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、児童・保護者の相談体制を整備していますが、相談件数や事案件数も増加傾向にあることから、相談体制の一層の充実に努めます。

【主な事業】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

- ・薬物乱用防止教室
- ・性教育の実施 等

施策：④小児医療の充実

◆子育て支援について、「こどもがかかる医療機関の体制」の満足度（「満足」＋「やや満足」）が32.0%で最も高く、また、重要度（「重要」＋「やや重要」）についても71.4%と高い割合となっています。引き続き、こどもの急病時に適切な対応が可能となるよう、休日夜間こども診療所運営事業を実施し、また、医療費の補助等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【主な事業】

- ・休日夜間こども診療所運営事業
- ・子どもの医療費助成、小・中学生及び高校生等医療費助成【再掲】
- ・ひとり親家庭等医療費助成【再掲】 等



基本目標5 こどもの教育環境の整備

施策：①次代の親の育成

- ◆次代を担うこどもたちが、生命の尊さやこどもを生み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさ、さらに夫婦が協力して家庭を築くことの大切さについて考える機会となるよう、講演会や講座等を開催します。
- ◆一人ひとりの人権が尊重される時代であり、多様な価値観を認める機運を醸成していきます。

【主な事業】

- ・男女共同参画推進事業【再掲】 等

施策：②学校の教育環境等の整備

- ◆次代の担い手であるこどもが、基礎的な学力を身につけるとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決等の「生きる力」を持つことができるよう、家庭・学校・地域で連携しながら、こどもの健全育成に努めます。
- ◆学校及び地域で四か条の誓いを啓発し、学校ではクラブ活動や部活動等を調整しながら、地区の諸行事に参加できる環境づくりも行っていきます。

【主な事業】

- ・部活動指導員・外部指導者の積極的活用
- ・校内研修の充実
- ・見守り隊
- ・幼保小連携強化事業 等

施策：③家庭や地域の教育力の向上

- ◆こどもを地域で育てる観点から、開かれた学校づくりを進め、学校、家庭及び地域との連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高められるよう取組みます。
- ◆親や家族、地域の人、出身校の卒業生が関われる開かれた学校づくり、地域づくりを進めていきます。

【主な事業】

- ・開かれた学校づくり
- ・ゲストティーチャーの活用
- ・「親学・子学 学習の手引き」の配付
- ・神崎市学校運営協議会の設置 等

施策：④体験活動を通じた豊かな人間性の育成

◆こどもたちが地域との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、小・中学校では、地域で行われているクリーン作戦への参加を促す等、学校教育活動の中にボランティア活動を取り入れています。

また、多様な文化や価値観に触れ、こどもたちが豊かな感性を養うことができるよう、国際交流事業を進めるとともに、都市部等の市外のこどもたちと触れ合うことで、改めて自分の住んでいる地域を見つめなおす契機となるよう、山村留学事業の実施を検討します。

【主な事業】

- ・ふるさと学習
- ・クリーン作戦
- ・国際交流事業（中国 - 山西大学附属中学校／韓国 - ^{サムホソ}三湖西中学校、^{ナンジュ}朗州中学校 等）
- ・山村留学事業 等

施策：⑤不登校に関するカウンセリングの充実

◆いじめ、ひきこもりや不登校等は、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員と家庭が連携を取りながら、早期対応と個々のケースにあった継続的な対応、体制づくりを行います。

【主な事業】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】
- ・神崎市教育支援センターの設置
- ・生活支援員の配置 等

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

施策：①良質な住宅の確保

- ◆市営住宅では老朽化が進んでいることから、公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を行っていきます。また、当該住宅は高齢者や障がい者、子育て家庭等に配慮したバリアフリーの施設を目指します。

【主な事業】

- ・姉団地建替事業 等

施策：②良好な居住環境の確保

- ◆こどもの育成の妨げとなるような道路や公園、その他公共施設については、保育所等、学校、行政、地域が連携をとりながら、引き続き必要な整備を進めていきます。
- ◆各保育施設は建設後、一定の年数が経過しており、老朽化している箇所があるため、修繕計画に基づき、適切に整備を行いながら園舎の機能を強化していきます。
- ◆各公園の遊具や芝生など、劣化している箇所については適宜修繕するとともに、必要に応じて安全性や機能性をより高めたものに更新していきます。

【主な事業】

- ・道路橋梁維持費（道路補修維持工事）
- ・公立保育所屋根及び空調等改修事業
- ・就学前教育・保育施設整備事業
- ・公園遊具等更新事業 等

施策：③安全な道路交通環境の整備

- ◆子育て支援について、「交通事故のない安全な道路環境」の満足度（「満足」＋「やや満足」）が8.5%と低い一方で、重要度（「重要」＋「やや重要」）は73.4%と高い割合となっています。
- ◆こどもやこども連れの保護者等、すべての人が安全かつ安心して道路を通行できるよう、幅員の狭い道路や歩道のない道路の改良、通学路における危険箇所の改善等、保育所等、学校、行政、地域が連携して推進します。

【主な事業】

- ・道路橋梁新設改良事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・通学路安全推進会議 等

施策：④安心して外出できる環境の整備

- ◆市内の道路の現状をみると、歩道の確保や段差解消が十分でない道路が散在しています。妊産婦、こども連れ等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関等においてはバリアフリー化等、やさしいまちづくりに努めます。
- ◆中央公民館や庁舎等の施設整備では、エレベーターの設置を行う等、バリアフリー化を進めており、引き続きすべての人が安心して利用できる公共施設を目指します。

【主な事業】

- ・日の隈公園インクルーシブ遊具管理事業【再掲】 等

施策：⑤安全・安心のまちづくりの推進等

- ◆こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することについて、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が48.0%と高い割合となっています。
- ◆こどもを犯罪等の被害から守り、安全を確保するため、主要幹線道路や通学路における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を図るとともに、通学路等の防犯パトロールの強化に努め、危険防止対策の推進を図ります。
- ◆災害時に適切な対応ができるよう、随時ハザードマップの更新を行います。

【主な事業】

- ・道路橋梁維持費（防犯灯設置工事）
- ・ハザードマップの更新 等



基本目標7 こども等の安全の確保

施策：①こどもの交通安全を確保するための活動の推進

- ◆こどもを交通事故から守るため、行政や警察等のもとより、保育所等、学校、こども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通安全対策を推進していきます。

【主な事業】

- ・交通安全教室
- ・青色パトロール
- ・早朝交通安全街頭指導（交通指導員）
- ・幼児交通安全フェスティバル 等

施策：②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ◆こどもを犯罪等の被害から守るため、市の防災メールや保育所等、小・中学校の連絡アプリを通じて、犯罪等の情報について速やかに保護者へ情報提供を行っています。
- ◆小学生の防犯ブザーの携行、防犯パトロールやこども110番の家の設置等、安全監視と見守り体制の強化を図っています。
- ◆地域として情報共有や見守りも必要であることから、市防災メールの登録数を増やしていきます。

【主な事業】

- ・防災メールの配信 等

施策：③被害にあったこどもの保護の推進

- ◆こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のみならず、被害にあってしまったこどもが社会で、地域の住民とともに暮らしていくことができるよう、行政、警察、保育所等、学校、民生委員児童委員等の関係機関と連携し、要保護児童対策協議会等を開催しながら支援や見守りを継続していく体制を整備します。

【主な事業】

- ・犯罪被害者等支援制度
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】 等

第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期計画と同様に神崎市全域を提供区域として定めています。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

※量の見込みについては、市内に在住する乳幼児の保育所等利用予定数で算定。(他市町の施設を広域で利用する予定の乳幼児数も含む)

(単位:人)

令和7年度 (2025年度)	教育	保育			計	
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳		2歳
①量の見込み	126	474	27	117	145	889
②供給量(確保の方策)	126	474	27	117	145	889
特定教育・保育施設※1	126	474	27	117	145	889
特定地域型保育※2	0	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0	0

※1 保育所、認定こども園(以下、同じ)

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設(以下、同じ)

(単位:人)

令和 8 年度 (2026 年度)	教育	保育				計
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	121	464	26	131	132	874
②供給量(確保の方策)	121	464	26	131	132	874
特定教育・保育施設 ^{※1}	121	464	26	131	132	874
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

令和 9 年度 (2027 年度)	教育	保育				計
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	116	429	26	128	148	847
②供給量(確保の方策)	116	429	26	128	148	847
特定教育・保育施設 ^{※1}	116	429	26	128	148	847
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

令和 10 年度 (2028 年度)	教育	保育				計
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	111	420	26	127	145	829
②供給量(確保の方策)	111	420	26	127	145	829
特定教育・保育施設 ^{※1}	111	420	26	127	145	829
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

令和 11 年度 (2029 年度)	教育	保育				計
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	106	421	25	125	144	821
②供給量(確保の方策)	106	421	25	125	144	821
特定教育・保育施設 ^{※1}	106	421	25	125	144	821
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の 19 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。

なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑦ 子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 産後ケア事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、保健、その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

供給体制

こども家庭センター、子育て支援センター、千代田町保健センターの3箇所で、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、遊び場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,868	6,868	6,868	6,868	6,868
②供給量(確保の方策)	6,868	6,868	6,868	6,868	6,868
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

単位

件（延べ受診件数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,235	2,185	2,135	2,085	2,035
②供給量(確保の方策)	2,235	2,185	2,135	2,085	2,035
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

④乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行います。

対象年齢

0歳児

単位

件（延べ訪問件数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	185	180	175	170	165
②供給量(確保の方策)	185	180	175	170	165
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育環境の確保を行います。

対象年齢

1歳児～5歳児

単位

件（延べ訪問件数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	128	127	126	125
②供給量(確保の方策)	129	128	127	126	125
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑥子育て短期支援事業

【ショートステイ】

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育及び保護を行います。

対象年齢

0歳～18歳

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41	41	41	41	41
②供給量(確保の方策)	41	41	41	41	41
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

【トワイライトステイ】

事業概要

保護者の疾病や仕事等の事由により、平日の夜間又は休日に児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

対象年齢

0歳～18歳

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑦子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

対象年齢

0歳6か月～小学6年生

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	246	236	226	216	206
②供給量(確保の方策)	246	236	226	216	206
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑧一時預かり事業

【一般型】

事業概要

保護者の就労や疾病、出産、育児疲れ等により、一時的に家庭で保育ができない乳幼児について、保育所等で預かりを行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人(延べ利用人数)

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	284	274	264	254	244
②供給量(確保の方策)	284	274	264	254	244
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

【幼稚園型Ⅰ】

事業概要

1号認定を受けた園児を、在園する園において標準教育時間を超えて預かりを行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人(延べ利用人数)

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,800	4,600	4,400	4,200	4,000
②供給量(確保の方策)	4,800	4,600	4,400	4,200	4,000
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑨延長保育事業

事業概要

保育時間の延長に係る需要に対応するために、認定区分に応じた預かり時間を超えて保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,800	6,600	6,400	6,200	6,000
②供給量(確保の方策)	6,800	6,600	6,400	6,200	6,000
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

病児や病気の回復期にある児童について、病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施します。

対象年齢

0歳児～小学6年生

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②供給量(確保の方策)	10	10	10	10	10
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が働いている等の理由で、昼間家に保護者等のいない児童を預かり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図ります。また、放課後児童クラブと併せて放課後子供教室（ドリームパーク）を開設し、一体的な活用をしています。

対象年齢

小学1年生～小学6年生

単位

人（利用人数）

需要量の見込みと供給量

放課後児童クラブ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	562	560	558	556	554
②供給量(確保の方策)	562	560	558	556	554
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

放課後子供教室	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	523	521	519	517	515
②供給量(確保の方策)	523	521	519	517	515
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

放課後児童クラブと 放課後子供教室の 一体型利用	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	328	325	322	319	316
②供給量(確保の方策)	328	325	322	319	316
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用を助成します。

単位

人（利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取組んでいきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

単位

人（利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②供給量(確保の方策)	3	3	3	3	3
②－①＝	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

単位

人（利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	1	1
②供給量(確保の方策)	-	-	-	1	1
②－①＝	-	-	-	0	0

⑩親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

単位

人（利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	-	1
②供給量(確保の方策)	-	-	-	-	1
②-①=	-	-	-	-	0

⑪妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等伴走型相談支援を行う事業です。

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	240	240	235	235	230
②供給量(確保の方策)	240	240	235	235	230
②-①=	0	0	0	0	0

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を原則月10時間まで利用できる事業です。

単位

時間（延べ利用時間）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	720	900	1,080	1,260
②供給量(確保の方策)	-	720	900	1,080	1,260
②-①=	0	0	0	0	0

⑱産後ケア事業

事業概要

産後に、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職からのサポートを受けられる事業です。

単位

人（延べ利用人数）

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	15	15	20
②供給量(確保の方策)	10	10	15	15	20
②-①=	0	0	0	0	0



第6章 計画の推進

1 市民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進することが必要です。

また、市民や関係団体等で構成される「神崎市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

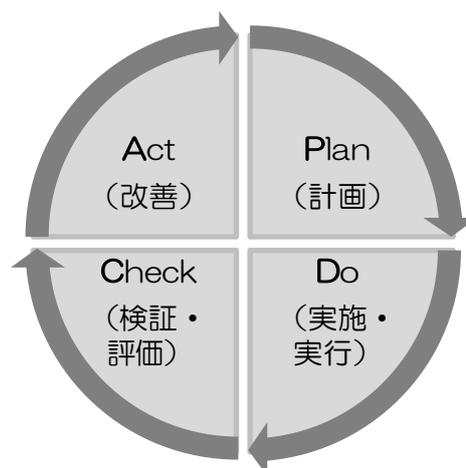
2 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめとする様々な分野にわたるため、計画策定担当課（こども家庭課）が中心となり、関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに国・県や関係機関との連携をより一層強化し、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理・検証

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保の方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「神崎市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料編

神崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、神崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次の事項について調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

3 特別な事項を調査審議する必要があるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合

には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市民福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神崎市行政改革推進委員会設置条例等の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

神崎市子ども・子育て会議委員名簿

児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	保育園代表	片江 智晃
	認定こども園代表	王丸 朋子
	小学校代表	吉家 恵美
	母子保健推進協議会	田中 和子
学識経験者	有識者	田中 麻里
子どもの保護者	保育園保護者代表	杉崎 俊
	小・中学校保護者代表	廣瀧 直義
関係行政機関の職員	佐賀県保健師	吉富 紋子
	放課後児童クラブ	中島 真由美
	子育て支援センター	金平 雅子
民生委員代表	民生委員児童委員	増田 和之

第2編 こどもの貧困対策推進計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和4年時点の我が国の「こどもの貧困率^{※1}」は11.5%で、過去最高を記録した平成24年の16.3%から4.8ポイント改善したものの、未だ約9人に1人が貧困状態にあります。

国では、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）により、「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に定められました。

令和元年6月には法律が改正され、目的として「現在から将来にわたり子どもの貧困対策を総合的に推進すること、子どもの最善の利益が最優先されること」、貧困の背景には「家庭のみではなく様々な社会的要因があること」等が明記され、同年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。

また、令和6年6月に再度法律が改正され、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、これまで以上に効果的な取組を進めて行くことが求められました。

佐賀県では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「佐賀県子どもの貧困対策推進計画（第2期）」が令和3年3月に策定されました。

本市では、これらの国及び県の動向を踏まえ、すべてのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会を目指すとともに、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で支えることができる地域づくりを目指した施策を推進していくため、「こどもの貧困対策計画^{※2}」（以下、第2編において「本計画」という。）を策定しました。

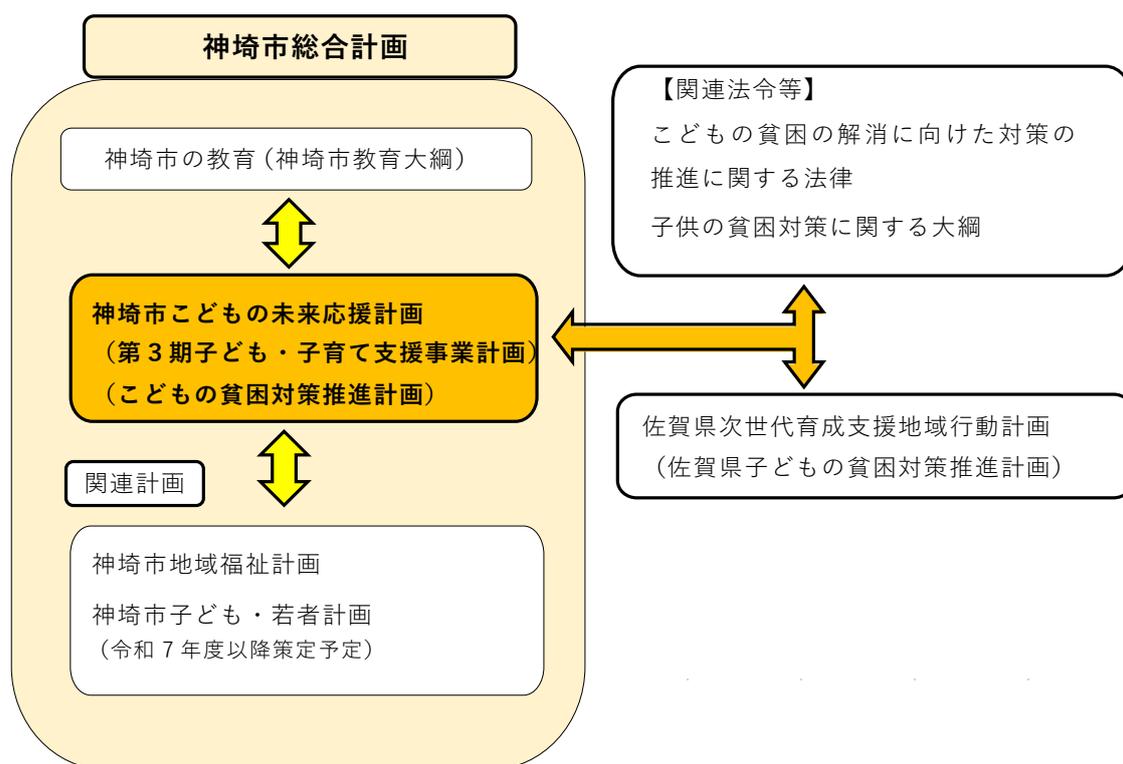
※1 こどもの貧困率：こども全体に占める、等価可処分所得が貧困線（所得中央値の半分）に満たないこどもの割合のこと。

※2 令和4年度に策定した際には、計画名を「子どもの未来応援計画」としていたが、今回の子ども・子育て支援事業計画との統合に際し、全体の計画名を「こどもの未来応援計画」とした。よって、計画名の混同をさけるため、「こどもの貧困対策計画」と表記する（以降同様）。

2 計画の位置づけ

本計画は、法律第9条に定める本市のこどもの貧困対策推進計画として位置づけられます。

なお、推進にあたっては、法律や大綱、社会環境の変化等との整合性を取り、他の関連計画との連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間としていましたが、子ども・子育て支援事業計画との統合に合わせて、令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7年間に期間を延長します。

第2章 神崎市におけるこどもを取り巻く現状と課題

1 生活保護世帯のこどもの数の推移

本市の生活保護世帯におけるこどもの数は、令和2年から令和6年までの直近5年において、こどもの数に大きな変動はない状況です。

■神崎市の生活保護世帯におけるこどもの数の推移 (単位:世帯・人)

年月	被保護 世帯数	被保護 人員	うちこどもの数				
			未就学	小学校	中学校	高校	
令和 2年4月	143	176	12	6	3	1	2
令和 3年4月	134	159	8	2	4	1	1
令和 4年4月	145	175	12	3	8	1	0
令和 5年4月	145	166	8	1	4	2	1
令和 6年4月	150	184	17	7	7	2	1

2 児童扶養手当受給世帯のこどもの数の推移

児童扶養手当受給世帯は令和2年4月が249世帯、令和6年4月が238世帯と減少傾向にあります。また、こどもの数も令和2年4月が389人、令和6年4月が371人と減少傾向にあります

■神崎市の児童扶養手当受給世帯のこどもの数の推移 (単位:世帯・人)

受給年月	家庭の 種類	児童扶養 手当受給 世帯	うちこどもの数				
			未就学	小学校	中学校	高校	
令和 2年4月	母子家庭	236	368	70	115	92	91
	父子家庭	13	21	1	7	6	7
	計	249	389	71	122	98	98
令和 3年4月	母子家庭	234	366	65	124	78	99
	父子家庭	14	22	1	7	5	9
	計	248	388	66	131	83	108
令和 4年4月	母子家庭	223	338	52	129	70	87
	父子家庭	13	20	1	5	7	7
	計	236	358	53	134	77	94
令和 5年4月	母子家庭	255	357	42	133	76	106
	父子家庭	13	19	0	4	6	9
	計	268	376	42	137	82	115
令和 6年4月	母子家庭	229	359	48	132	79	100
	父子家庭	9	12	0	4	3	5
	計	238	371	48	136	82	105

3 生活保護世帯のこどもの進学率・就職率

生活保護世帯のこどもの中学校卒業後の進学率は、令和 2 年度から令和 4 年度まで対象がいませんが、令和元年度、令和 5 年度は 100%となっています。

生活保護世帯の、こどもの中学校卒業後の就職はありませんでした。

■ 中学卒業後の進路

(単位：人)

年度	進学		就職	
	市全体	生活保護世帯	市全体	生活保護世帯
令和元年度	284	2	2	0
令和 2 年度	288	0	1	0
令和 3 年度	288	0	1	0
令和 4 年度	247	0	0	0
令和 5 年度	294	1	0	0

4 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

経済的な事情から就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、令和 6 年度において全児童生徒数に占める割合が 6.6%となっており、令和 2 年度以降大きな変動はない状況です。

■ 要保護及び準要保護児童生徒数の推移

(単位:人)

5月1日現在の 公立小・中学校の 児童生徒数 (A)				要保護児童生徒数 (B)			準要保護児童生徒数 (C)			要保護・準要保護 児童生徒数合計 (B+C)		
年度	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
R2	1,679	839	2,518	3	1	4	94	61	155	97	62	159
R3	1,599	848	2,447	3	1	4	88	65	153	91	66	157
R4	1,577	816	2,393	8	1	9	96	48	144	104	49	153
R5	1,540	826	2,366	6	2	8	107	52	159	113	54	167
R6	1,520	776	2,296	7	2	9	90	52	142	97	54	151

5 こどもの生活実態調査（アンケート調査）

（1）調査概要

①調査の目的

少子化やこどもの貧困などの問題が全国的に深刻化・顕在化していく中、本調査は、神崎市に暮らす市民が安心してこどもを育てるために必要となる取組について検討するにあたり、こどものいる家庭の生活状況やこどもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握することを目的に実施しました。

②調査の対象と実施方法

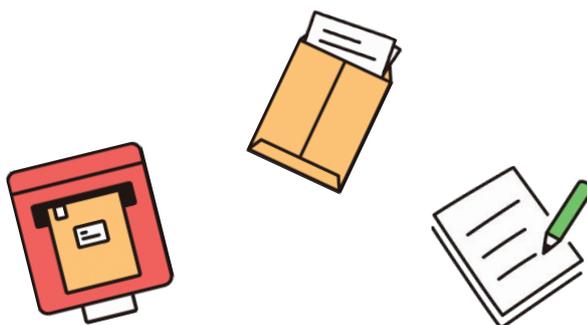
本調査においては、対象者別に次の4種類のアンケート調査を実施（調査期間：令和3年8月～令和3年9月）しました。

調査対象		調査の方法
小学5年生	保護者	学校にて配付した調査票をこどもが自宅に持ち帰り、保護者は自宅でアンケートに回答し、学校に提出する。
	こども	学校でアンケートを配付・回答し、学校で回収する。
中学2年生	保護者	学校にて配付した調査票をこどもが自宅に持ち帰り、保護者は自宅でアンケートに回答し、学校に提出する。
	こども	学校でアンケートを配付・回答し、学校で回収する。

③配付・回収状況

配付・回収の状況については次のとおりです。

	保護者向け調査			こども向け調査		
	配付数	回収数	回収率	配付数	回収数	回収率
小学5年生	286	269	94.1%	286	284	99.3%
中学2年生	253	223	88.1%	253	243	96.0%
計	539	492	91.3%	539	527	97.8%



(2) こどもの養育の“困難度の高さ”の判別・類型化

①こどもの養育の“困難度の高さ”の判別・類型化に用いた設問

“困難度の高さ”について、本調査では「等価世帯年収」「合意基準」「困窮経験」の3つの視点から捉えることとし、具体的には次の4つの設問への回答データに基づく判別・類型化を行いました。

判別の視点	判別・類型化に用いた設問
等価世帯年収	生計を共にしているご家族の人数・世帯の年間収入
合意基準	こどもにとって必要な環境・モノ（14項目）
	お子さんに与えられている環境・モノ（14項目）
困窮経験	経済的理由による困窮経験（6項目）

※等価世帯年収とは、世帯年収を家族人数の平方根で除した値

(3) 3つの視点からの判別を踏まえた類型化

ここまでを示した3つの視点から「生活困難層」「非生活困難層」といった類型化を行いました。

「生活困難層」の指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収「137.5万円未満」の場合、「生活困難層」と判別する。
合意基準による剥奪指標4項目	◆「必要な食料が買えなかった」「必要な衣料が買えなかった」「公共料金の滞納」「家賃・住宅ローンの滞納」の4項目のいずれかが「与えられていない」場合、「生活困難層」と判別する。
困窮指標6項目	◆上記4項目に「電話料金の滞納」「給食費の滞納」を加えた6項目のいずれかが「頻繁にあった」場合、「生活困難層」と判別する。

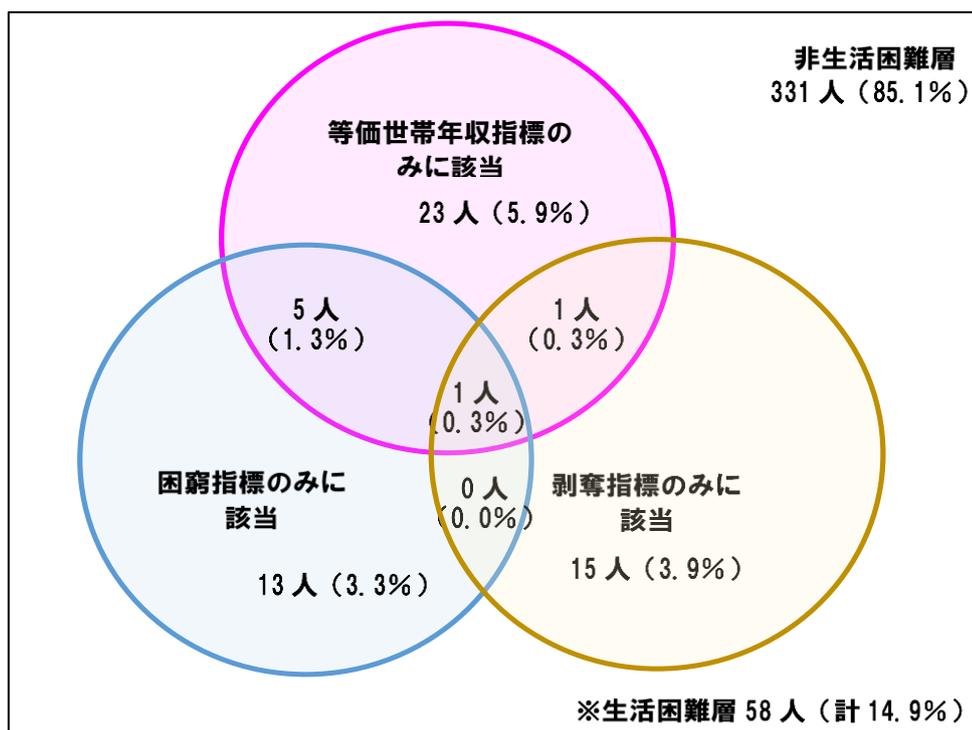
※本調査の生活困難層の割合は、世帯所得の把握の方法や可処分所得ではなく、当初所得を用いている点など、厚生労働省が「国民生活基礎調査」にて公表する「子供の貧困率」（平成30年時点の13.5%）と算出方法が異なることに留意。

[生活困難層の割合]

生活困難層の分布			件数	構成比	
				全データ対象	判別可能データ
生活困難層	生活困窮層+周辺層		58人	10.9%	14.9%
	生活困窮層	2つ以上の要素に該当	7人	1.3%	1.8%
	周辺層	いずれか1つの要素に該当	51人	9.6%	13.1%
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない		331人	62.5%	85.1%
不明	判別・類型化不能		141人	26.6%	
計	-		530人	100.0%	100.0%

類型化を行うための設問への回答がない世帯については、類型化ができないため、ここでの割合はこうした類型化不能の世帯を除いて算出しています。

不明を除いた類型により、「生活困難層」の割合が 14.9%、「非生活困難層」が 85.1% となりました。



(4) 調査結果の概要

①健康状態・生活習慣

項目	生活困窮層	周辺層	非生活困難層
親の健康状態 (母親の健康状態はよい)	14.3%	49.0%	60.4%
(父親の健康状態はよい)	0.0%	43.1%	54.1%
生活・学習習慣の状況 (毎朝、朝食を食べる)	57.1%	56.9%	79.8%
(朝や夜に歯をみがく)	42.9%	54.9%	69.8%
(遅刻せずに学校に行く)	42.9%	74.5%	89.7%
こどもの健康状態 (こどもの健康状態はよい)	28.6%	66.7%	70.7%
この1か月の親の精神状態 (神経過敏に感じた)	42.9%	13.7%	3.3%
(何をするにも面倒だと感じた)	28.6%	7.8%	2.1%

②学習や進学

項目	生活困窮層	周辺層	非生活困難層
授業の理解度 (全く理解できない教科がある)	28.6%	17.6%	8.8%
将来の進学希望 (最終学歴が大学・大学院)	28.6%	19.6%	28.4%
将来の夢の有無 (将来の夢がある)	42.9%	76.5%	71.6%
習い事等の状況 (学習塾・進学塾)	0.0%	15.7%	21.8%

③安心して過ごせる環境

項目	生活困窮層	周辺層	非生活困難層
大人と一緒に過ごした経験 (運動・スポーツをする)	28.6%	41.2%	77.6%
日常生活の中で感じていること (自分は家族に大事にされている)	42.9%	58.8%	66.8%
放課後を過ごす場所 (放課後を過ごすのは自分の家)	71.4%	58.8%	55.0%

④経済的状況

項目	生活困窮層	周辺層	非生活困難層
【中学2年生の保護者】高校進学にあたり不安なこと (受験や高校生活にかかる費用)	50.0%	47.8%	26.9%
コロナ禍の世帯収入への影響 (影響はほとんどない)	28.6%	45.1%	64.4%
親の婚姻状況 (結婚している(事実婚を含む)) (離婚している)	14.3% 85.7%	62.7% 25.5%	89.1% 8.5%
親の就業状況(母親) (正社員・正規職員・会社役員)	28.6%	23.5%	35.3%
親の就業状況(父親) (正社員・正規職員・会社役員)	14.3%	49.0%	81.3%
必要と思う支援 (塾の費用等の貸し付けや助成) (住宅支援) (生活保護や就学援助の拡充)	28.6% 28.6% 28.6%	15.7% 13.7% 17.6%	13.6% 12.1% 3.3%

⑤地域社会とのつながり

項目	生活困窮層	周辺層	非生活困難層
心配や悩みごとの相談相手 (相談相手がいない)	0.0%	11.8%	3.0%

(5) 貧困の影響

貧困がもたらす子どもへの影響を調査結果からみると、経済的困窮が子どもの健康や生活習慣、学習や進学、安心して過ごせる環境、地域社会とのつながりなどに影響を及ぼしている状況がみられました。

子どもの生活環境の改善、体験機会の増加、地域での関わりの増加などが、子どものやり抜く力や頑張ろうという意欲につながり、学習面での課題の克服、自己肯定感の向上につながる可能性があります。

第3章 こどもの貧困対策の基本的な考え方

1 こどもの貧困対策の目的

経済的なことをはじめとする家庭の様々な困りごとは、こどもの生活環境や周囲との関係づくり、頑張ろうという意欲など、こどもが生きていく上での基本となる部分に影響を及ぼします。

この状態を克服するためには、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することのないよう、対策を総合的に推進することが重要です。

こどもの健やかな成長を保障する社会を実現するため、こどもを未来に向けて育む支援としてのこどもの貧困対策に取り組むものです。

本計画では、教育部門、福祉部門、関係団体が積極的に連携し、すべてのこどもたちが将来の夢や希望に向かって自分の能力、可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現のために、基本理念を次のとおり定めます。

すべてのこどもたちの未来が輝くまち・神埼

2 基本目標

基本理念の実現のために、「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策である以下の5つの基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

(1) 教育の支援

すべてのこどもたちが将来の夢や希望に向かって自分の能力、可能性を伸ばすことができるように教育費負担の軽減、学習支援に取り組めます。

(2) 生活の安定に資するための支援

すべてのこどもが社会的に孤立しないように、親の妊娠・出産期から相談体制の充実を図るとともに、こどもや保護者が交流等を行いながら安心して安全に過ごせる居場所づくりに取り組めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

すべてのこどもが家庭の所得や生活の状況により将来の進路が決定することがないようにするため、職業生活の安定と向上ができるよう相談支援や職業訓練などの支援を行うとともに、仕事と両立して安心して子育てができる環境づくりに取り組めます。

(4) 経済的支援

すべての子どもが安心して生活ができるように、経済的に困難な状況にある家庭の経済面の下支えに取り組めます。

(5) 支援・制度につなぐ取組

すべての子どもがあらゆる支援や制度につながるように、子どもや保護者へ積極的に情報提供を行い、社会福祉法人やNPO法人、ボランティアをはじめとする支援団体等との連携体制の強化に取り組めます。

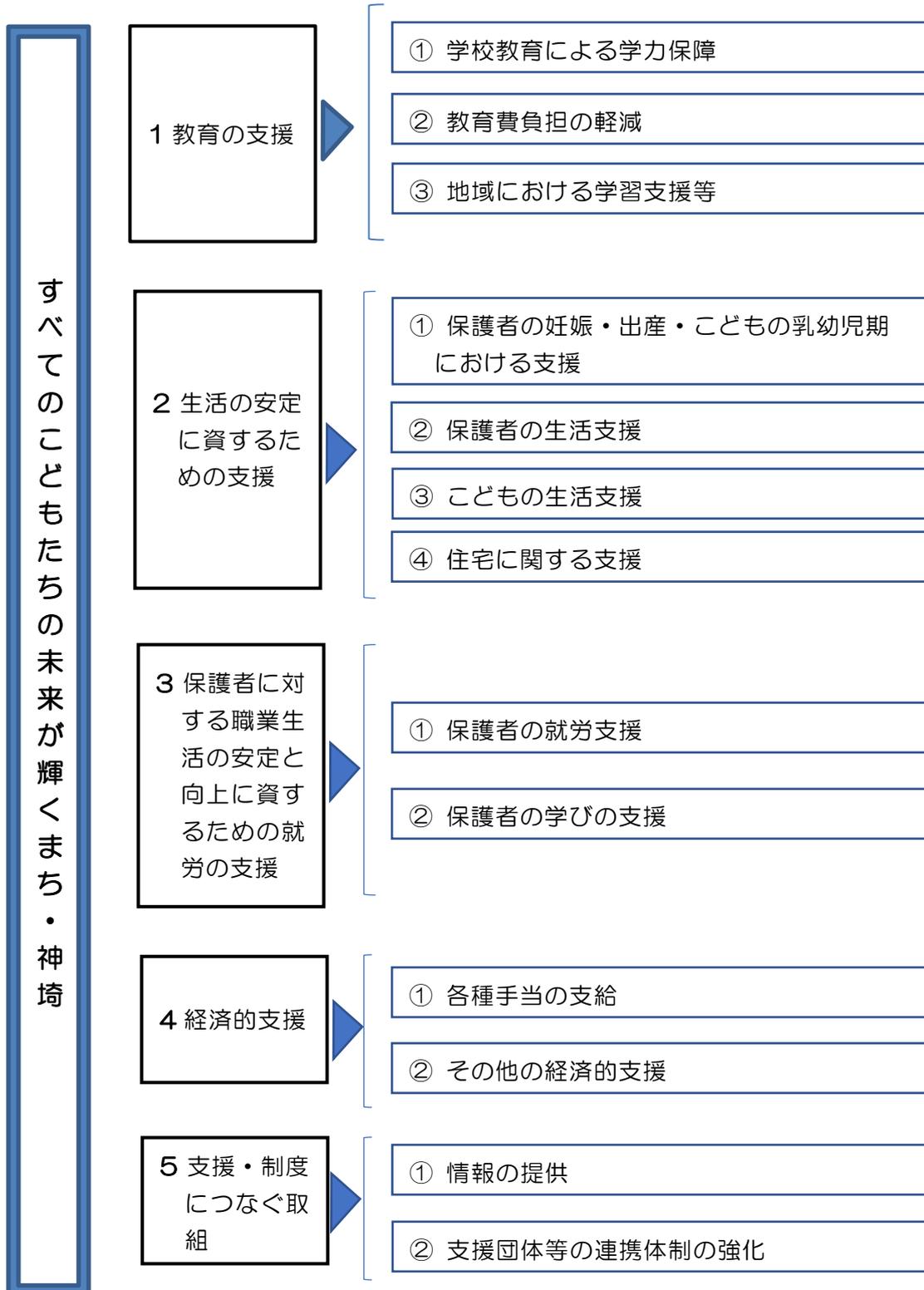


3 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【主要施策】



4 計画の期間

計画期間は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間としていましたが、子ども・子育て支援事業計画との統合に合わせて、令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7年間に期間を延長します。

ただし、法律や大綱、社会環境の変化、上位計画である市総合計画及び市地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の状況により、必要な見直しを行います。

5 施策推進の考え方

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。国は、こどもの貧困対策を総合的に策定し実施する責務を有し、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされました。

また、令和元年には法改正が行われ、市町村に対し、こどもの貧困対策計画を策定する努力義務が課されるとともに、令和6年には法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、これまで以上に効果的な取組を進めて行くことが求められました。重点施策としては、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」が掲げられています。

こうした法律や大綱の趣旨を踏まえ、国の4つの重点施策とその支援や制度を必要とする人につなぐ取組を総合的に進めます。

第4章 具体的な施策・事業の取組

1 こどもの貧困対策に関する指標

(1) 神埼市の指標

本計画の実効性や施策効果を確認するため、こどもの貧困に関する指標を設定します。各指標の目標を達成するために、取組を推進していきます。

No.	指標	直近値	目標
1	こどものいる生活困難層の割合	14.9%	↓ 12%
2	毎日朝食を食べるこどもの割合 「できている」「ほぼできている」と回答した保護者の割合	小学5年生 90.8%	↑ 100%
		中学2年生 84.1%	↑ 95%
3	自分の将来が楽しみだと思う児童生徒の割合 「そう思う」「まあそう思う」と回答した児童の割合	小学5年生 86.6%	↑ 90%
		中学2年生 72.4%	↑ 80%
4	学習支援事業「学びの和ほっぷ」の認知割合	小学5年生 47.2%	↑ 90%
		中学2年生 31.7%	↑ 100%



(2) 国及び県の指標との比較

No.	指標	全国 ※1	佐賀県 ※2	神崎市 ※3	備考	
1	生活保護世帯	高等学校等進学率	93.7%	83.8%	100.0%	平成 28～令和 2 年度(5 か年)の平均値
2		高等学校等中退率	4.1%	5.3%	0.0%	平成 28～令和 2 年度(5 か年)の平均値
3		大学等進学率	37.3%	33.3%	0.0%	平成 28～令和 2 年度(5 か年)の平均値
4	児童養護施設	高等学校等進学率	96.4%	93.3%	—	
5		大学等進学率	33.0%	15.4%	—	
6	学校	スクールソーシャルワーカーの 対応実績のある小学校の割合	54.2%	89.4%	100.0%	
7		スクールソーシャルワーカーの 対応実績のある中学校の割合	59.7%	87.0%	100.0%	
8		スクールカウンセラーの配置 率（小学校）	84.7%	100.0%	100.0%	
9		スクールカウンセラーの配置 率（中学校）	91.1%	100.0%	100.0%	
10	就学援助	毎年度の進級時に学校で就学 援助制度の書類を配付してい る市町村の割合	78.7%	65.0%	100.0%	
11		新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況（小学校）	82.3%	80.0%	100.0%	
12		新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況（中学校）	83.8%	80.0%	100.0%	
13	全世帯	全世帯のこどもの高等学校中 退率	1.3%	0.9%	—	
14		全世帯のこどもの高等学校中 退者数	42,882 人	177 人	—	

No.	指標	全国 ※1	佐賀県 ※2	神崎市 ※3	備考
15	親の就業率（母子家庭）	80.8%	92.2%	95.5%	児童扶養手当受給者のみ（令和4年4月末現在）
16	親の就業率（父子家庭）	88.1%	92.2%	100.0%	児童扶養手当受給者のみ（令和4年4月末現在）
17	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子家庭）	44.4%	49.3%	—	児童扶養手当受給者のみ（令和4年4月末現在）
18	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子家庭）	69.4%	66.5%	—	児童扶養手当受給者のみ（令和4年4月末現在）
19	ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園）	81.7%	—	—	
20	ひとり親家庭のこどもの進学率（中学卒業後）	95.9%	—	100.0%	児童扶養手当受給者のみ（令和4年4月末現在）
21	ひとり親家庭のこどもの進学率（高等学校卒業後）	58.5%	—	—	
22	ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合（母子家庭）	42.9%	38.7%	—	
23	ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合（父子家庭）	20.8%	14.2%	—	
24	こどもの貧困率	13.5%	—	—	
25	こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	48.1%	—	—	

※1 「全国」は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」（令和2年度）に掲げる指標

※2 「佐賀県」は、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第4期）」に掲げる指標

※3 「神崎市」は、直近値である令和3年度の指標

2 総合的な取組関連事業一覧

国がこどもの貧困対策として掲げる4つの重点施策「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」に市が実施する主な事業を体系化するとともに、「支援・制度につなぐ取組」を加え、こどもの貧困対策に対し総合的に取組みます。

(1) 教育の支援

① 学校教育による学力保障

事業名	事業内容	担当課
● スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、問題を抱える生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。	学校教育課
● スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーをすべての市立小・中学校に配置し、様々な困りごとを持つ児童生徒や保護者の相談に対応することによって、心理的な面から、児童生徒等が有する諸問題の解決に向けて支援を行う。	学校教育課
特別支援教育の充実	心身に課題を抱える児童生徒の教育の充実に向け、各学校に配置している特別支援教育支援員と協力し、適切な支援を行う。	学校教育課
別室における学校生活支援事業	生活支援員を中学校に配置し、教室外の別室に登校する生徒への学習や生活の支援を行う。	学校教育課

↑ 「●」は子ども・子育て支援事業計画と重複する事業（以降同様）

② 教育費負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	学校教育総務課
● 学校給食費助成事業	保護者の経済的負担軽減を図るため、進学を控えた小学6年生及び中学3年生の給食費を全額、小学1～5年生及び中学1・2年生の給食費を年額11,000円助成する。	学校給食共同調理場
高等学校等就学費支給	高等学校等に進学する生活保護世帯のこどもに対し、入学料、入学考査料、授業料等を支給する。	福祉課

③地域における学習支援等

事業名	事業内容	担当課
● 子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談、指導を行うとともに、子どもたちの居場所づくりとして「学びの和ほっぴ」を開催する。	福祉課

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者の妊娠・出産・子どもの乳幼児期における支援

事業名	事業内容	担当課
● こども家庭センター運営事業	母子保健担当課と児童福祉担当課が一体となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	こども家庭課 健康増進課
● 妊産婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊産婦健康診査について、受診費用を助成する。	健康増進課
● 新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるように支援する。	健康増進課
● 産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの概ね産後4か月未満の母親を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。	健康増進課
● 乳幼児健康診査事業	3・4か月児、6・7か月児、9・10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行い、乳幼児期における発育異常の早期発見に努めるとともに、こどもの発達や育児の不安、悩みを持つ保護者に対し必要な支援を行う。	健康増進課
● 乳児家庭全戸訪問事業	原則、生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行う。	健康増進課
● 妊産婦産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中又は出産後で体調不良により、家事をする人がいない家庭にヘルパーを派遣して家事援助を行う。	こども家庭課
● ベビー用品貸与事業	新生児が誕生する家庭に、ベビーカー、ベビーベッドを貸与する。	こども家庭課

②保護者の生活支援

事業名		事業内容	担当課
●	自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の作成を行うとともに、各機関と連携しながら伴走型の支援を行う。	福祉課
	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点からの必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に家計が改善されることを支援する。	福祉課
	就労準備支援事業	長期離職や引きこもりなど一般就労に直ちに就くことができない者に対して、日常生活の基礎能力や社会生活のスキルの獲得・向上を目指した支援を行う。	福祉課
●	保育所・認定こども園	保護者の就労・疾病等により、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る。また、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言を行う役割を担う。	こども家庭課
●	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	社会教育課
●	放課後子供教室（ドリームパーク）	全児童を対象に、安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域のボランティアにより放課後に料理や工作、スポーツ、生け花、陶芸など様々な体験活動の機会を提供する。	社会教育課
●	病児・病後児保育事業	こどもが病気や回復期で、保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる施設で一時的に預かる。	こども家庭課
●	一時預かり事業	保護者の就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園でこどもを一時的に預かる。	こども家庭課
●	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭、夜間の勤務等により家庭での養育が困難な児童を児童福祉施設において一定期間養育・保護する。	こども家庭課

事業名		事業内容	担当課
●	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て中の親子の交流、育児相談や情報提供をすることで、子育ての不安等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する。	こども家庭課
●	子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	こども家庭課
●	家庭児童相談員による相談、情報提供	児童虐待やヤングケアラーなど家庭に問題があり、一時的に生活の援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活の安定を図るため、家庭児童相談員が相談、支援を行う。	こども家庭課
●	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	母子・父子自立支援員を配置し、母子（父子）家庭や寡婦家庭からの相談に対応する。	こども家庭課
●	母子生活支援施設入所・助産施設措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。	こども家庭課

③こどもの生活支援

事業名		事業内容	担当課
●	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯のこどもを対象に、進学や学習習慣等の相談、指導を行うとともに、こどもたちの居場所づくりとして「学びの和ほっぷ」を開催する。	福祉課
	こどものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがあるときには助けを求めてよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。	学校教育課

④住宅に関する支援

事業名		事業内容	担当課
	住宅支援	住宅に困窮する低所得者の中でも、特に居住の安定確保が必要な子育て世帯（母子・父子を含む）については、収入基準における入居条件や抽選会時の優遇により居住の安定を図る。	福祉課 建設課

事業名	事業内容	担当課
住居確保給付金支給事業	離職等により住居を喪失し、又はその恐れのある者に対し、一定期間家賃相当分を支給する。	福祉課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①保護者の就労支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親や児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定やハローワークとの連携による就業支援を実施する。	こども家庭課
生活困窮者等就労準備支援事業	市生活自立支援センターと連携し、就労するために必要な知識や技能の習得、生活リズムの改善など、就労準備の支援を実施する。	福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等の生活困窮者を対象とし、市とハローワークが巡回相談等を行い、就業支援を実施する。	福祉課

②保護者の学びの支援

事業名	事業内容	担当課
● 母子家庭高等技能訓練促進費	母子家庭等の保護者が就職に有利な資格を取得するために、6か月以上養成機関で修業する場合、全修業期間を対象に給付金を支給する。	こども家庭課
● 母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭等で保護者の自主的な能力開発の取組を支援し自立を促進するため、指定の講座を受講するものに対して本人負担の一部を給付する。	こども家庭課
高等学校等就学費支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校への就学又は技能習得を希望する場合、就学等に係る費用を支給する。	こども家庭課

(4) 経済的支援

①各種手当の支給

事業名	事業内容	担当課
● 児童手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。	こども家庭課
● 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障がい児は20歳未満)にある児童を養育している保護者に手当を支給する。	こども家庭課

※ 教育費負担の軽減(再掲)

事業名	事業内容	担当課
就学援助(再掲)	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	学校教育総務課
● 学校給食費助成事業(再掲)	保護者の経済的負担軽減を図るため、進学を控えた小学6年生及び中学3年生の給食費を全額、小学1～5年生及び中学1・2年生の給食費を年額11,000円助成する。	学校給食共同調理場
高等学校等就学費支給(再掲)	高等学校等に進学する生活保護世帯のこどもに対し、入学料、入学考査料、授業料等を支給する。	福祉課

②その他の経済的支援

事業名	事業内容	担当課
● 子どもの医療費助成事業	未就学児のこどもを養育する保護者に対し医療費の一部を助成する。	市民課
● 小・中学生及び高校生等医療費助成事業	就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもを養育する保護者に対し、医療費の一部を助成する。	市民課
● 重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいをもつ児童の保護者に対し、医療費の一部を助成する。	高齢障がい課
● ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	こども家庭課
● 未熟児養育医療	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療及び食事代の給付を行う。	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
●	自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童や、今かかっている病気をそのままにしておくとならざる可能性がある児童が、手術等によって障がいの改善が見込まれるような医療を受ける場合に医療費の一部を助成する。	高齢障がい課
●	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸付し、一定期間後に、主に月賦で償還する。	こども家庭課
●	新生児聴覚検査助成事業	先天性難聴の早期発見を目的とする新生児期聴覚スクリーニング検査について、検査費用の一部を助成する。	健康増進課

（５）支援・制度につなぐ取組

①情報の提供

事業名		事業内容	担当課
●	「子育て with ねっと」による情報発信	子育て中の保護者がこどもの年齢や障がいなど適切な時期に適切な支援を受けられるようスマートフォンで子育て支援に関する情報提供を行う。	こども家庭課

②支援団体等の連携体制の強化

事業名		事業内容	担当課
●	こどもに関わる機関や地域団体等への啓発の強化	こどもの貧困の現状や課題、対策の必要性等について、行政や保育所、認定こども園、学校等のこどもに関わる機関の職員、地域団体等への啓発を強化し理解促進を図る。	こども家庭課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内に組織した「子どもの貧困対策推進会議」において、関連施策・事業の内容や取組状況、課題の共有化を図り、こどもの貧困対策を全庁的な取組として実施していきます。

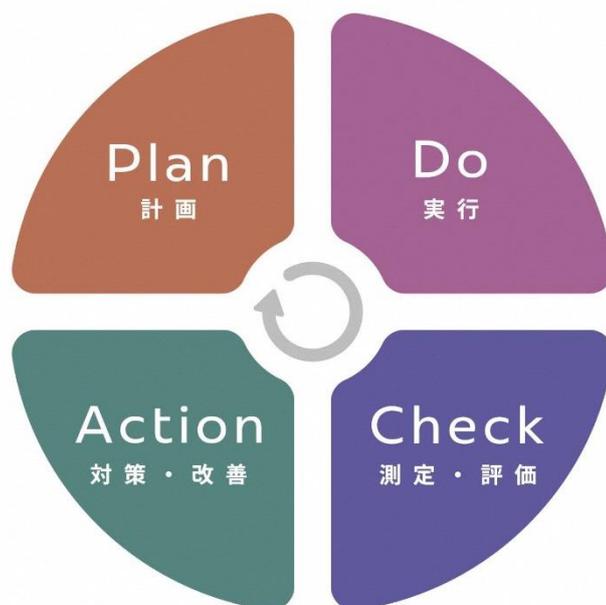
また、学校、家庭、地域社会という様々な場面で発生する困難な状況を解決していくためには、行政等のあらゆる関係機関が横断的に連携・協働した取組が必要となります。

取組を実現していくため、家庭、関係行政機関、企業や地域住民などの関係者が協力関係を構築し、実効性のある施策展開を目指します。

2 計画の進行管理・検証

本計画に掲げた施策・事業の実施状況や成果について、こどもの生活実態調査を行いデータを確認しながら、指標の改善状況や取組の進捗状況により検証していきます。

検証結果については、こどもや子育てに関わる人たちからの意見聴取などを行うとともに、社会経済状況など環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を図り、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。



資料編

1 計画策定の経緯

日 程	内 容
令和3年8月 ～令和3年9月	神崎市子どもの生活実態調査（アンケート調査）実施
令和3年10月 ～令和4年6月	こどもの貧困対策庁内連絡会議におけるこどもの貧困対策推進計画の策定について検討
令和4年7月	神崎市こどもの貧困対策推進会議の設置 令和4年度 第1回 神崎市こどもの貧困対策推進会議 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案の策定
令和4年9月	令和4年度 第1回 神崎市子ども・子育て会議 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案について意見聴取
令和4年11月	令和4年度 第2回 神崎市こどもの貧困対策推進会議 ・第1回 神崎市子ども・子育て会議の結果報告 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案について意見交換
令和4年12月	令和4年度 第2回 神崎市子ども・子育て会議 ・第2回 神崎市こどもの貧困対策推進会議の結果報告 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案について意見聴取
令和5年1月	令和4年度 第3回 神崎市こどもの貧困対策推進会議 ・第2回 神崎市子ども・子育て会議の結果報告 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案について意見交換 ・神崎市こどもの貧困対策計画素案のまとめ
令和5年2月	神崎市こどもの貧困対策計画素案に対するパブリックコメント実施
令和6年12月	令和6年度 神崎市こどもの貧困対策推進会議 ・こどもの貧困対策推進計画の計画期間の延長及び第3期子ども・子育て支援事業計画との統合に係る意見交換
令和7年2月	神崎市こどもの未来応援計画素案に対するパブリックコメント実施

2 神崎市こどもの貧困対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）の趣旨を踏まえ、本市のこどもの貧困対策を総合的に推進するため、神崎市こどもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) こどもの貧困対策に関する実態調査・分析に関すること。
- (2) こどもの貧困対策を総合的に推進するための計画の策定及び進捗管理に関すること。

(組織及び会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員により組織し、それぞれ別表1に掲げる職員をもって充てる。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第4条 推進会議の庶務は、市民福祉部こども家庭課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

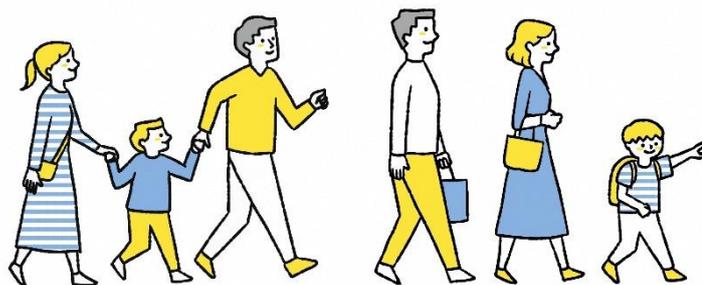
この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第72号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

会長	福祉事務所長
副会長	市民福祉部長
構成員	市民課長 健康増進課長 こども家庭課長 福祉課長 高齢障がい課長 学校教育総務課長 学校教育課長 学校給食共同調理場長 社会教育課長



神 埼 市 こ と も の 未 来 応 援 計 画

～第3期子ども・子育て支援事業計画～

～こどもの貧困対策推進計画～

令和7年3月

発行：神埼市 こども家庭課

〒842-8601 佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1

TEL：0952-52-1111（代表） FAX：0952-52-1120

<https://www.city.kanzaki.saga.jp>